

令和4年12月5日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 落 合 裕 子
三和支所長 細 美 寿 彦	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		<p>一 般 質 問</p> <p>竹 原 孝 剛</p> <p>山 田 真一郎</p> <p>重 信 好 範</p> <p>保 実 治</p> <p>黒 木 靖 治</p> <p>伊 藤 芳 則</p> <p>藤 井 憲一郎</p> <p>小 田 伸 次</p> <p>増 田 誠 宏</p> <p>藤 岡 一 弘</p> <p>鈴 木 深由希</p> <p>横 光 春 市</p> <p>齊 木 亨</p> <p>杉 原 利 明</p>

令和4年12月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（令和4年12月5日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		竹 原 孝 剛…………… 31
		山 田 真一郎…………… 43
		重 信 好 範…………… 60
		保 実 治…………… 79
		黒 木 靖 治…………… 94
		伊 藤 芳 則（延会）
		藤 井 憲一郎（延会）
		小 田 伸 次（延会）
		増 田 誠 宏（延会）
		藤 岡 一 弘（延会）
		鈴 木 深由希（延会）
		横 光 春 市（延会）
		齊 木 亨（延会）
杉 原 利 明（延会）		


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から3日間、一般質問を14人の議員が行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としています。

また、今期定例会も、新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用、マスク着用での発言としています。発言等が聞き取りにくい場面もあることとは思われますが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、横光議員及び鈴木議員を指名いたします。

次に、本日の一般質問に当たり、竹原議員、山田議員、保実議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、事前にタブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししています。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） おはようございます。12月議会、1番バッターということで一般質問をさせていただきたいと思っております。なぜか、この人権週間にいつもちょうど1番バッターみたいなことでやっているのをなんかよく思いますが、ちょうど今は人権週間、昨日も福岡市長がひと・かがやきフェスタでその旨を言われておりましたが、何といたっても人権侵害が起こってはいけないということで、昨日、LGBTQの清水さんからの講演を受けて、また新たに人を大切にしなければならぬというのを改めて思ったところであります。特に日本の政府の在り方として、子育ての経費は3兆円程度ですが、防衛費は6兆円、これを11兆円にしようというようなことが今言われています。本当に人を大切にしたり、平和を求める、後でお尋ねしますが、日本国憲法の憲法9条の戦争放棄など、武力を持たないことなどのことはどこへ行ったんだろうかということのを改めて思っているところであります。

それでは、質問事項に従って質問をしたいと思っておりますが、今回は特に市民生活の安心について、情報提供について、何といたっても情報がしっかり市民の皆さんに提供できて、安心できる

生活というのを行わなくてはならないというふうに思っていますが、第1点目は、安倍元総理国葬に関して、三次市が独自に弔意掲揚に対して、半旗を掲揚するということが行われました。9月27日に行われましたが、国葬そのものは吉田首相以来55年行われていませんし、慣例として、不文律として定着しているものではないということでありました。1947年12月31日には、この国葬に対しての法的根拠というのは失効しているというふうに、当時の官僚が答弁をしているところではありますが、三次市はなぜ今回単独に国の要請もないのに半旗を掲揚されたのか、お尋ねしたいと思います。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇経営企画部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 安倍晋三元総理の葬儀が举行されるに当たり、他市町村の方針や本市におけるこれまでの首相経験者の葬儀への対応の前例等を総合的に勘案して、本庁舎及び支所において半旗を掲揚したものでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) だから、その質問をしとるように、法的根拠はないと国も言っていますし、吉田首相以来行われず、基本的にはないということになりかけとったんですよ。なのに何で三次市はどういう法的根拠で、よそはよそで、だって要請はなかったのに、なぜ三次市が単独で。

資料をすみません。安倍元総理が亡くなられたことは悼んでおりますが、ここにあるように、市民の皆さんから、議員もそうですが、この掲揚に対する抗議と見解を求めたわけですよ。そのときに、回答書が三次市長として出されておって、赤でしていますように、掲揚して、地方行政機関として弔意を表した。地方行政機関とは、これは国と一体化しとるわけで、そういう法的根拠がないのになぜそれをしたのかということが疑問なわけですね。だから抗議と見解を求めたわけです。そこをはっきりさせていただきたいなというふうに思います。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 国旗の掲揚等における条例等は制定しておりませんが、他市町村の方針や本市におけるこれまでの前例等を総合的に勘案して半旗を掲揚したものでございます。なお、9月7日に本市議会において、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬の中止を求める意見書が賛成少数で不採択とされたところも勘案したところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） あんまり長くしたくはありませんが、新聞やマスコミでは60%を超える人が反対や疑問を持っていると。NHKの調査でも72%が不十分で理解をしてないということです。三次市議会は残念ですが、決議になりませんでした。しかし、そりゃあ賛成か反対かというのはまた分らん。だから、それは置いておいて、その理解をどういうふうにとるか。一番初めの法的根拠がないということについては、どういうふうを考えているんですか。あると思うとる、ないと思うとる、まずそれを教えてほしい。

（経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔経営企画部長 宮脇有子君 登壇〕

○経営企画部長（宮脇有子君） 国葬の法的根拠につきましては、市としてお答えする立場にはないというふうに考えております。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） それなら何で半旗を掲揚したんですか。国葬に対して法的根拠も何も無いものを、地方行政機関が条例にしても、憲法にしても、法的な裏づけの下にしよんじやないん。その国葬に対して、法的根拠があるかないかということも分からずに、ただ掲揚したということ、おかしいんじゃない、それは。矛盾するんじゃない。法的な根拠というものを明らかにしながらするんじゃないん。単独なん、三次市は。別組織なん、国より。どういうふうを考えているか、基本的に。御答弁いただきたいと思います。

（経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔経営企画部長 宮脇有子君 登壇〕

○経営企画部長（宮脇有子君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、国葬の法的根拠につきましては、政府が説明されることでありまして、市としてお答えする立場にはないというふうに考えております。ただ、今回の掲揚に関しましては、他市町村の方針や本市におけるこれまでの前例等を総合的に勘案して掲揚したものでございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 国葬の法的根拠がないということは明らかになつてはるんですが、あえてそれをコメントしないという三次市の態度が、やっぱり市民は、最初に言ったように、安心感が持てんのよ。不信感しかない。法的な根拠もないのに、勝手にそうした半旗を上げるというのは、市民とすりゃあ非常に不信感を持っている、行政不信。よそのあれでも、政治的中立性や公平性を前提とする市民の行政不信、行政に対する信頼を損ねる、根底を揺るがすことになるのではないという、北海道のほうの行政機関が出しとってですよ。だから、そういう態度

がない。政治的な中立性、公平性をどういうふうと考えておるか。NHKでする70%のものがこれはおかしいよと言いきるのにもかかわらず、三次市が政治的な中立性や公平性を無視していると。だから不信なんです。三次市行政は安心できない、不信しかないということです。もう時間もあんまりないので、憲法の個人としての尊厳についてどういうふうと考えておるかお尋ねしたいと思います。日本国憲法13条の個人の尊厳、14条もそうですし、19条もそうですし、20条もそうですが、個々の自由、基本的人権の問題を挙げています。これに抵触するとは思いませんか。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 今回の本市の対応が市民等に弔意を求めたものではなく、御指摘には当たらないというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) じゃあ、何で半旗をされたん。半旗を上げるということは、市民にアピールするということでしょうか、この玄関や庁舎に。意味ないじゃない、何のためにしたの。半旗を上げたということを誰に示すわけ。誰に対してしたわけですか、これは。行政職員でもないか。上げた人だけという意味ですか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 先ほど来、経営企画部長も申しておりますけれども、今回、本庁舎及び支所のほうに半旗を掲揚いたしましたので、私のほうからもお答えをさせていただきますけれども、先ほど申しましたように、このたびの対応、これにつきましては地方自治体である三次市としまして弔意を表明したものでございます。本市におきましては、安倍晋三元総理の葬儀が挙行される、これに当たり、繰り返しにはなりますが、他市町の方針、本市におけるこれまでの首相経験者の葬儀への対応、こうした前例等を総合的に勘案し、施設を本庁舎及び支所に限って半旗を掲揚させていただいたものであります。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) へ理屈にしかならんのじゃけど、憲法解釈もしてないわけやろう。だから、弔意を示すこと、半旗を掲げることは、基本的には弔意を示すことは各人、個人に委ねられることよ。安倍さんの死を悼む者もおろうし、わしは知らんよという人もおるわけよ、そりゃあ。それはしようがないじゃないですか、個々に。そのことで12億円か16億円かよく分かり

ませんが、まだ。そのことを使うことに反対だということもあるし、思想信条の自由ということも、これは三次市として保障せにゃいけん、このことは。思想信条の自由ということについて、これを無視するということじゃないです。そこはどうなんですか。思想信条の自由をちゃんと保障するんですか、三次市は。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 先ほどの繰り返しになりますが、本市の対応は地方行政機関として弔意を表明したものであり、市民等に弔意を求めたものではないので、御指摘には当たらないというふうに考えております。

(20番竹原孝剛君「違う違う、質問の答弁になってない。思想信条の自由の保障はするんかと言ひよる」と呼ぶ)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長、もう一度答弁をお願いいたします。

(経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[経営企画部長 宮脇有子君 登壇]

○経営企画部長(宮脇有子君) 思想信条の自由というものは、憲法で保障されているものでございますけれども、この件においては、市としては地方行政機関としての弔意を示したものでございますので、御指摘には当たらないというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) よう分からなかったけど、思想信条の自由は保障するよと。だけど、今回のことは違うんよと。そんなことにはならんよ。一貫性がなけりゃあ、法的なものには。思想信条の自由は保障しますよと。当たり前のことよね、これ。じゃけど今回は、市民の意に反して弔意を上げてやりました。弔意を押しつけたわけよ。押しつけておらんとするんじゃろうけど、地方行政機関というのは地方自治体のことでしょう。そこに住んでいる人の生活を支えることが地方行政機関でしょう。市民からこうした反対や抗議が来るようなことでは、公平性の変更になると言われておる。あえて、それで戦争の道へ行ったんよ。法的なことを守らずに、いつの間にか戦争のできることに。ミサイルをたいそう買うたり、40兆円も軍事費を使おうかというようなことになりよる。子供に使えと言うてるんね。平和外交に使えと言ひよる、みんなは。誰もミサイルを買えと言ひよるんよ。じゃから、そこの住民に安心を与えるような生活を与えるようなことが地方行政機関としてせにゃいけんことよ。じゃから、これ以上、もう時間が来たからやめたいと思いますが、これで三次市の行政が、昨日せっかくええ挨拶したのに、市長がね。世界人権宣言のこれを守っていかないけんって言うちゃったんですよ。しかし、今の残念ながら、そういう答弁では本当に憲法を守ったり、人権がこの三次市で守られる

んかなということがですね、だって、半旗を上げるということに対して上げないようにと私は言いましたが、返事もなかったが、いきなり上げたが、まだ決まったらんということやったんよ。決めたのは前の日の夕方じゃろう。上げますよなかったけど、まあええけど。言うてもらわんでもええけど。しかし、情報ぐらいは出したほうがえかったんじゃない。半旗にするよと言うてね。だけど、情報もなかったんです、結局。いきなり半旗を上げたというようなことでは、最初から言いよるように、市民生活の安心や信頼というのはなくなっるとよ。ちょっと真面目にやったほうがええんじゃないんですかと言いよる。

ということで、2番目に行きたいと思います。島根原発の災害訓練の成果と課題ということでお聞きしたいと思いますが、先日、邑南町のほうから来られました。市長も雲南市の市長とも会談されたようですが、これについて、受入れ体制についてお尋ねをしたいと思います。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) お尋ねの令和4年度島根県原子力防災訓練でございますけども、11月12日土曜日に島根県が実施されたものでございます。その中の訓練項目である住民避難訓練といたしまして、雲南市が参加されたことに伴い、本市も雲南市の避難先自治体として初めて訓練に参加したものでございます。今回の避難訓練は、実際に雲南市加茂地区の住民がバス、自家用車で避難される避難経路所及び避難者が生活する避難所を開設し、避難者を受入れる訓練を行ったものでございます。避難所の開設の受入れ体制でございますけども、令和2年7月に市のほうで作成いたしました雲南市からの広域避難者受入れマニュアルに基づきまして、本市職員が避難所の開設を行うことになっております。そのため、今回も訓練のことにおきましても、避難経路所、避難所に必要な職員を配置し、訓練を実施したところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 島根原発の災害があっちゃいけません、しかし分かりますよね、これは。本当をいったら、島根原発を動かさずに廃棄すればいいんでしょうが、今はそうならんので、この訓練ということになったと思います。

この資料がありますが、なかなか公開してないんですよ、これは。公開というか、議員にも全員には行ってないと思います。国、2県6市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地域住民、学校、病院、社会福祉施設ほかが参加機関ということになっているんですね。じゃけえ、県へ聞いたんですよ。広島県へどがなん言うたら、広島県はそんなに積極的じゃない、広報もしないですよ。島根県から連絡があった程度ということで、地元自治体にお任せをしろというようなことです。しかし、大きく写真を、これ、雲南市加茂地区がこのブルーのところは雲南市ですね。あれ、30キロはUPZ内ということで、三次までが83キロということで、横谷ぐらゐのところはもう60キロぐらいじゃないですかね、近いと思います。そういう距離感ですよ。

そこから原子力汚染で避難をされるということになったら、どういうふうにするのかというので訓練があったわけで、次のこれがたたらば老番地で、雲南市の住民の皆さんがここで検査を受けて避難をします。ここで汚染されとるか、そうでないかという振り分けが次のこれ、確認検査をして靴から反応があったということで、次で靴をウエットティッシュで簡易除染というんだそうですが、簡易除染をしてポリバケツへ捨てるんですわ。そんなことなんで、次をお願いします。

これはバスです。バスも汚染されとるということで、タイヤをやっぱりウエットティッシュで簡易除染して、これに乗って2台が、これは酒屋の体育館ですが、ここへ避難されてきたということですよ。

次、これは酒屋体育館の中で避難の状況や、それから説明やら、この中でテントを立てたり、避難生活することにおいてこれをやられたということで、この後、雲南市の市長と福岡市長が会談をされたということでもあります。

問題なのは、まず受入れ体制ですが、5,708人だそうです。1人当たり4平方メートルの避難の広さというのは1人当たりあるので、2万3,280平方メートルということで、三次のきんさい野球場の2個分の広さが要るということで、避難してきたらそれだけの避難所の開設ということがある。三次市の避難計画の中には随時開設するということになってはいますが、この2万3,280平方メートルの避難所の開設をするのに何人やって、何か所これを最大開かれようとするのか。雲南市のほうで避難の責任者というのを設けられるそうです、各運営所の開設したところの。それを補助するのが三次市ということになっているそうですが、これは広さと、それから人ですね、これは足るんかどうかというのを教えていただきたいと思います。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 避難所でございますけれども、三次市内の避難所、雲南市加茂地区の方が来ていただくということで、加茂地区の受入れに必要な避難所の数、面積については確保しているところでございます。応援期間、開設の人員につきましては、まず順次、三次市の職員が開設してまいります。ただし、雲南市からの避難が長期化する、そういった場合につきましては、やはり人員の体制の確保が必要になりますので、広島県、島根県の職員、あるいは雲南市の職員、それから電力事業者の応援を得ることとなっております。

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監、何か所開設できるのかということとは。

○危機管理監(山田大平君) 小学校の体育館でございますとかコミュニティセンター、そういったところを確保しているところでございます。数につきましては、また資料を御提供させていただきます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番（竹原孝剛君） 何でそがいにい聞いたかというたら、学校もちろん自治連のコミュニティセンターも対象になっているんですよね。だから、今回の受入れ体制で、学校関係者もおらんなんですよね。市の職員は9人しかおらん。そのうち3人は保健師でしょう。だから、学校関係者でも消防団や地域コミュニティの皆さんとかいうような、今回は参加してないわけですよ。だから、今言う2万3,280平米、5,708人をどうやっていくんかというのは、やっぱりもう少し綿密にしとかんと、あっちゃいけんけど、あるかもしれんので、やはりちゃんとしていかないけんのじゃないかなというふうに思うんです。じゃけえ、その受入れ体制が、今言うてなかったけど、県も何人か要請すれば来るというて、どこかに書いてあったけど、もちろん県もええかげんなけ、全然審議しとらんよね。県も総務委員会、9月30日に、資料がここへありますが、これが出とるだけなんだそうです。本気で島根県の原因がどかんというか、災害に遭うたときに、ほんまに避難できるんかどうかというのは三次市だけじゃなくて、これもやっぱり情報公開、情報提供が市民の皆さんに一切できてないなというのを改めて思ったところです。ですから、もっと綿密に高齢者や病人やら障害者やら乳幼児やら妊婦、要配慮者、これの対応というのは今回はなかったよね、子供も来とらんかったと思いますが。だから、そういうこともあるし、汚染された人がどこへ行くんかというのが、私はちょっと分からなかったんですが、原子力災害病院というのはどこのことなん、ちょっとまた後で教えてください。そうした受入れ体制をどうするんかということが問題なので、なぜ今回そうした情報や幅広い提供ができなかったのか教えていただきたいと思う。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 今回の訓練につきましては、島根県が主催で、島根県がその計画を作成されて中心になって実行されたものでございます。それにつきましては、御指摘のとおり、長期化する場合、大きくなった場合、三次市の市民の方にお手伝いということにつきましては、そういった実際の避難の受入れを行う場合には、必要に応じてきちんと避難所の開設状況の情報発信を行っていく必要があるとは思っております。今回の訓練につきましては、この規模と避難先につきまして体育館であること、島根県の計画の避難の内容に沿った形で受入れの訓練の実施をさせていただいたものでございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 原子力災害病院はどこかというのは、また教えてください。情報をやっぱりちゃんと提供せないけんと思うんです。今後やられるということで、ぜひともやっていただきたいと思います。

ちよっとごめん、バスをちよっと映してください。原子力防災訓練中というのが三次市を走ったんですよ。これだけじゃない、ほかの車も原子力防災訓練中というのを横へ貼って、雲南

市から走った三次市へ。何のこっちゃというて皆が言うちゃって、何人かが。原子力災害を。ほじゃけ、ちゃんと情報を提供しとかんと、一体何があったんかなど。どうなったんかというのが、やっぱりこれも行政が何ぼ島根県が音頭を取ったというても、県会議員も来とらんかったんですよ、三次市の県会議員が。県会議員にも聞いたんです。あんたは来んでもええと言われたそうです。じゃけね、あんなこっちゃいけんのじゃない。やっぱり一緒に来て、もしあったらどうするんかといや、広島県でもちゃんと対応せないけんのんで、そんなことのええかげんな、まあ第1回目ということかもしれませんが、そこはしっかりしてほしいなというふうに思います。うちはええんですよ、うちは情報提供してくれたら、すぐその日に情報提供していただきましたが、やはり全体へもっと、県も国も、ここへあるように、国、2県6市、せめてここはこういう災害が、なぜか災害が起こったら都合が悪い、市民感情や国民感情によくないから、あえて情報提供しなかったのかというふうに、ちょっとうがって考えれば、そう思えるんよね。じゃけど、それは市民のためにならんで、やっぱりぜひとも隠し事をせずに情報提供というのはやらなくてはならないというふうに思いますので、情報操作をしないように。

スクリーニングの対応の状況なども、コロナの対策で三次市の保健師さんが3人就かれとったと思いますから、とても五千何人をコロナ対応で3人の保健師じゃ足らんとします。じゃから、どのぐらい対応するんかということも分かりませんし、福祉の現場やら病院やら学校の現状というのを、もっと詳細に出さんといけんと思う。もっといけんのは、三次市が、今さっき地図で見たように、汚染地域になったときにどう逃げていくんかということも少しは書いてありますが、どこへ逃げるんかということも分からんし、車で雲南市から逃げてこられる方の扱いも、外国人の方やら、それから昨日のLGBTQの問題で、ジェンダーの視点はどうあるのかということも、いっぱい聞かないけんこともあるんですが、それらも今後の課題として明らかにしていただきたいというふうに思います。じゃあ、もう時間がないので次へ行きますが、しっかりとこれも情報公開をして、市民が安心できるような三次市にしていきたいというふうに思います。

それじゃあ、最後に公共工事評価点数制度の公開ということで、なぜ三次市はしないのかということです。公共工事の成績評価の結果を原則公開するというのが、2005年に適正化法ができて、国が公共工事の評価について公開しなさいということでした。公共工事の施工状況や工事の目的や品質や請負工事成績評定ということで、平均点も公表します。三次市は公表していませんが、なぜしないのかということと、平均点が今、三次市は何点が平均点なのか、お教えいただきたいと思います。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共工事の成績についてでございますけれども、現在、議員おっしゃったとおりで、本市では直接の公表はしておりませんが、公共工事の評価につきまして、施工業者に対して通知をしておるところでございます。また、この公共工事の成績自体は、業

者の格付に係ります主観数値というものがございますけども、この中に反映されるものでございまして、この主観数値につきましてはホームページのほうで公表をしておるところでございます。また、令和3年度の実績でございますけども、1,000万円以上の評点で申し上げますと、78.2点というのが評価でございます。ちなみに、標準は65点がいわゆるプラスマイナスゼロで100点満点の評価というのが、この評価の制度でございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 平均点は分かりましたが、なぜ公開しないんですか。片や国の通知を無視しとるといふか、どうしてもせいと言うとるわけじゃないんだけど、やりよる市と全国でやっていない市というのが両方あるので、国の指示は無視をしとるといふことですか、これは。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 公共工事の評価につきましては、先ほど申し上げましたように、各事業者の主観数値、いわゆる格付に用いておるものでございまして、おっしゃいますように、各工事についての工事のよしあし、こうしたものの評価ではございますけれども、必ずしも広く公表をすることが求められて、これまでこなかったという事情もございます。これまでに公開しておりませんでしたので、今後公表につきましては、他市の状況、業者ごとの公表なども、国や他の自治体では見受けますけれども、そうした場合は先ほど申し上げました主観数値を公表することで、かなりこれに近い公表になろうかというふうには理解しておりますが、また一部におきましては、工事ごとの公表をなさっているところもございます。こうした他市の事例、こうしたものも踏まえて、今後研究してまいりたいというふうにご覧いただいております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 別に国が言うたけえ言うてせんでもええんじゃけど、市民に対して工事をした後、そんなにうんぬんかんぬんは出来栄え、品質、施工の状況とか進行状況ね、これは随時報告するようになっていますが、あんまり遅れんようにとかいうて決まっているみたいですが、そのことも市民の皆さんとすれば、ちゃんとやりよるのうというのをやっぱりこれも公開せないけんのじゃないですか。評定の結果を原則公開するというところで、何が一番かというたら、やっぱり透明性の確保ですよ。ええかげんな指名をしよるんじゃないかというて言われんためにも、行政として主体的に、このときに行政機関としてうちはちゃんとやりよるよ。透明性の確保もしとるし、市民の皆さんにはしっかり公開しとるよというのが、これが行政機関の仕事よ。黙って秘密裏に半旗を上げるようなことはせんよ。普通はこういうええこと

はして、市民の皆さんが安心できるような公共工事をせにゃいけんという、してほしいなというふうに思います。ほいで、評価として今あったように、施工状況とか施工管理、工程管理、出来栄え、出来形、品質、施工の工事特性とか法令遵守とかいうのが項目に挙がっていますが、特に心配なのは社会性ですよ。健康保険なんかはちゃんと入らないけんというふうにチェック項目に入っていますから、きっとそんなことはやられるんだろうと思います。社会性、法令遵守、ここが市民としてはやっぱり心配ですよ。ちゃんとした最低賃金法に基づいて給料が支払われとるんかとか、各種保険に入っとるんだとか、男女共同参画の状況で雇用はどうなのか、障害者雇用はどうなのかなども、法令遵守、総合チェック、それから工事をしようて、地域の方からも文句を言われるというか、そういうこともあると思うんです。だけど、それらというのは評点数としてどういうふうに三次市がしよるんか。それから加点としてボランティアや社会貢献も入っているみたいですが、やっぱりそれは災害や援助、救援活動、地域住民の説明と地域との調和というようなこともなっていますが、その辺りは三次市が重点を置いとるのか。誰がその辺りを検査しよるのか教えていただきたいと思う、どこが。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 先ほど来、議員、様々なポイントの御指摘いただきましたけども、まず最初に、先ほども申し上げましたように、本市の事業者に対する格付につきまして、若干御説明申し上げますけれども、客観数値という、これは経審とよく言いますけども、経営状況審査ということで、経営規模等で決まる数値が1つございます。それと主観数値というのを足しております。これは先ほどお話しをしましたような、1つは工事成績、それからそのほかの項目といたしまして地域貢献ですとか安全対策、こうしたものを加算するような制度を持っております。この客観数値及び主観数値を合計した数字が建設工事業業者の方の格付になるところでございます。また、本市におきましては公共工事、いわゆる工事の発注につきましては一般競争入札を行っておりますので、この格付によりまして一般競争入札の参加できる範囲が決まるといような仕組みになってございます。

また、先ほどの健康保険の加入、年金なんかもそうですけども、こうしたものにつきましては基本的に当然に入るべきものでございますので、審査申請時、いわゆる入札願、参加資格申請でございまして、こうしたところでチェックをしておりますので、これは入っていて当然ということになります。

また、労働環境の不備、例えば事故が起こったというようなことになると、これは間接的ではございますが、指名除外の対象になり得ますので、こうしたことで指名除外になりますと、先ほどの主観数値が下がるというような仕組みも持っております。ということでございますので、先ほど来のような指摘につきましては、それぞれの仕組みの中で加点もしくは減点させていただくことで、最終的には事業者の方の格付を上下することで、よりよい工事をしていただいたところには格付が上がり、何らかの不備があったところは格付が下がるという仕組み

みを持っておるところでございます。

なお、検査につきましては、工事検査でございますけど、1,000万以上の工事につきましては財政課の契約係の検査員が当たるようにしてございます。それ以下につきましては、事業担当課の検査員が当たるようにしておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 私が聞きたかったのは、施工管理やら工程管理やら出来栄はそれなりに検査すりゃあええんじゃけど、問題なのは今言ったように、厚生労働をやられたり、ちゃんと休暇が取られたり、有給が取られたり、それとか環境問題はどうか労働基準法とか最賃法とか男女雇用機会均等法とか障害者雇用も未達成だったとか労働保険とかなどなどのチェックをやっぱり小まめにせないけんのじゃない。出ただけじゃ駄目なので、本当にそういうふうにやられるのかどうかということが、やっぱりその地域の社会性というか、地域や社会全体が上がってくるということになるので、そういうことの指導も含めて、やっぱりこの公共工事が果たす役割というのは大きいと思うんですが、その辺りはどうですか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 先ほどありましたような、例えば障害者雇用ですとか仕事と家庭の両立支援というような部分、それから消防団の協力ですとか暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力というような社会的な部分、先ほどありました労働災害防止協会へ加入しているかというもの一緒ですけども、これらは全て先ほど御説明いたしました主観数値というところの中に評価項目として入れておまして、これは入札の参加資格の申請時において、それぞれ登録証ですとかそうしたもので実際に登録されておるかどうか、こうした有無を確認して加点をするような仕組みにしておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 登録はええんよ、ちゃんとそういうチェックをしよるかということ聞きよる。チェックせにゃ駄目なんだ。書類とすれば出ると思います。じゃけん、そういうことも含めて、しっかりと市民の信頼を損ねないようにお願いして、私のほうから一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時19分——



——再開 午前10時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 清友会の山田真一郎です。議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めます。このたびは、大項目として三次市十日市親水公園グランド・ゴルフ場についてと、三次市東光保育所整備事業について、そして五龍川貯留施設キリリパークについてと、大きく3つの項目について質問します。

それでは大項目1、三次市十日市親水公園グランド・ゴルフ場についてお伺いします。

まず最初に、グラウンドゴルフ場と、このたびの親水公園のグラウンドゴルフ場について少しお話をします。グラウンドゴルフは、皆が笑顔になれる、健康になれる、交流できるということで、今では全国に300万人以上のプレーヤーがいます。また、医学的、学術的に研究され、介護予防、認知予防に有効なスポーツと言われ、健康寿命を延ばすといいます。我が三次市の親水公園グラウンドゴルフ場の利用者数は、平成26年には年間1万人を超えており、令和元年には三次市民の利用の増加もさることながら、庄原市、安芸高田市、三原市、広島市、または島根県の方々と市外から来る方も増え、利用者は2万人を超えて大変多くの方が訪れる場所となっております。また、この2万人という数値ですが、この親水公園グラウンドゴルフ場は、日本グラウンドゴルフ協会の認定グラウンドであります。協会の認定グラウンドは広島県に14か所あり、そのうち近隣には5つ、三次市においては唯一の認定グラウンドとなっております。ですので、県の月例会等を始めとして大小の様々な大会が年間で約100回ほど、今の親水公園で行われております。今の大会などで多数で利用したときの人数の合計であり、日頃10人以下で練習とか、またはゲームで利用されている方々の人数は含めておりませんので、そういった方を含めると、さらに多くの方が利用されているという現状であります。

では、ここから質問に入らせていただきます。

現在コースの芝の手入れや草刈り等、かなりの多くの作業を年配者のボランティアの活動によって行われています。なぜボランティア活動をしないとコースの維持ができない状況なのか。親水公園は市が指定管理者に委託されて管理されていると思います。市と指定管理者の契約内容についてお伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原地域振興部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 指定管理者との契約の内容につきましてですが、十日市親水公園グラウンドゴルフ場の維持管理につきましては、三次市公共施設維持管理等業務として、事

業者と業務委託契約を締結しています。その契約におきまして、施設利用の受付許可、そして公園内の清掃、草刈りを始めとした施設の維持管理等を委託しております。令和3年度からは委託内容の見直しを行いまして、草刈りの回数を大幅に増やしたほか、令和2年度には乗用芝刈り機等も新たに購入して事業者に貸与するなど、グラウンドゴルフ場の維持管理の充実を図っているところです。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 先ほど私は指定管理という言葉を使ったんですけども、例えば酒屋にある運動公園とかキリリなんかが一番有名な一般的な指定管理契約になると思いますが、先ほど言われた業務委託契約と、この指定管理の契約ですね、今の親水公園と、例えば酒屋運動場で結ばれている契約の違いというのはあるのでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 社会体育施設として所管をしておりますが、その維持管理につきましては、指定管理による維持管理、そして、それ以外の市直営の施設の場合、親水公園のように維持管理業務として事業者へ委託している施設、そして市が直接対応している等、様々な管理をお願いしているところです。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 委託して管理をしているということなので、大体は一緒なのかなというように感じたんですけども、河川敷の親水公園は、国から管理を市が任されて管理をしているということで、管理責任者は市という認識でよろしいのでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 管理につきましては、市が責任を持っております。業務委託というところで、事業者のほうに委託管理をしております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) では、市が管理責任者で業務は委託されているということで認識しました。

現在グラウンドの維持に必要な年間の作業ですが、気候や利用状況、またコロナ禍というこ

とで誤差もあるかもしれませんが、大体、年間コース内の芝刈りが20回、クローバー等の除草が3回、芝生の肥料やり20キロ掛け7袋、樹木の剪定3回、日陰をつくるためのテントの設置または撤去、このほかにも水まき等様々な作業がありますが、三次市はこの作業の中で、もしくはこの作業以外のところで何をどこまでされているのでしょうか。分かるところまででいいのでお答えください。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 施設の維持管理につきまして、必要最低限のところは業務委託契約の中で、先ほど申し上げましたように、草刈り、芝刈り、それから植え込みの剪定、芝生の水やりなど、最低限の必要な業務については委託をしております。そのほかにも、冒頭申し上げましたように、令和2年度には乗用の芝刈り機等も市のほうで購入いたしまして、事業者のほうに貸与するといったような対応もしておりますし、この間、芝刈りの回数につきましても、要望も頂く中で増やしてきている、そういった対応もしているところです。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 例えば芝刈りなんですけれども、今回公認のグラウンドゴルフ場を維持するためには、年間約20回は必要だという話です。なぜかといったら、芝の高さがグラウンドゴルフは非常に短くて約1センチぐらいを維持しないとボールが転がらないとかいう理由があって、年間最低でも20回は必要。その中で大体、市のほうでやっていただけるのが8回ぐらい、追加をしていただいたという話なので十二、三回していただいたということなんですけれども、それでも20回に満たされていないということは、それ以外のところはボランティアでやっておられるのが現状だと思います。さらに、ボランティアの方々には、こういった作業に必要な一輪車、レーキ、スコップ、スプリンクラー、ほうき、鎌やのこなどの道具も自分で購入したり、家から私物を持ってきて使われております。

モニター資料をお願いします。日陰用のテントの話だったんですけど、ちょっと画面が違うんですけれども、プレーヤーが熱中症で倒れないようにということで、古いテントを自分たちで修復しながら現在も利用されて、そのテントも、例えば雨が来そうなときは夜中であろうと自分たちで撤去されているような状況です。そういったボランティアをされている方の大半がこのような状態のままだと活動していくのが非常に厳しい状況だと悲鳴を上げておられます。市として、こういったボランティアの方々の声にどう応えるのか、コース整備を始めとする公園の維持ですね、管理者である三次市が徹底して行うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） コース内の整備や管理につきましては、業務委託の中で必要最低限のところは対応させていただいております。また、修繕等につきましても、現場の状況に応じまして事業者と協議をする中で、事業者で対応できないものについては市のほうで対応もさせていただいております。議員言われますように、グラウンドゴルフ場の利用者の方がボランティアで様々な器具の持ち出しとかを対応して、また整備も行っていただいていることについては承知しておりますし、大変ありがたく思っております。引き続き可能な範囲で御協力のほうは頂きたいというふうに思います。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 私が先ほど聞いたのは、例えば芝の管理のところになるんですが、年間20回、最低でも、その20回でも実際足りないぐらいなので、実際20回は最低でもしてほしいとたくさんの方がおっしゃっているんですが、それは現状の8回、もしくは十何回というところが市のできるどころなんですか。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 芝の管理につきましては、これまでから回数も増やさせていただく中で、今年度の契約におきましては年間12回ということで充実をさせていただいているところです。利用者の方にとりましては、この回数も十分ではないというところもあるかと思いますが、引き続きそこは可能な範囲で御協力も頂きたいというふうに考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） モニター資料をお願いします。ちょっと先ほど間違えたんですが、これはイノシシがコース内の芝を掘り起こした跡です。現在コース内にはこういった箇所が数か所ありまして、プレーの妨げになっています。最初にお話しをしたように、このグラウンドゴルフ場には三次市以外からもたくさんの方が来られ、リピーターの方もたくさんいらっしゃいます。このような光景を一度でも目の当たりにすると、三次市には公認のグラウンドはここしかないわけなので、次からは別の市のグラウンドゴルフ場にしよう。せっかく三次を気に入った方も来なくなるのではということも心配されます。こういった状況に早急に対策すべきではないかと思うのですが、お考えをお願いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 親水公園のイノシシの被害の状況については、市としても承知をしております。10月の初旬頃からイノシシと思われる野獣の被害が増加をしたことから、市としましては、10月の初旬には現地確認の上、センサーにより光と音で警告する装置3台を設置するなどの対応を行いました。十分な効果は得られておりません。こうした状況から、11月上旬には、河川敷の管理者である国土交通省三次河川国道事務所と鳥獣被害対策について協議を行いました。おりや柵等の構造物を設置することはできないほか、国土交通省が河川敷の草や木を伐採することも困難であるといった見解を示されておるところで、抜本的な対策の実施の見通しは立っていない状況にあります。市としましては、引き続きより有効な対策を調査、検討するとともに、被害を受けたグラウンドゴルフ場の復旧整備等を行って、利用者への支障が最小限となるよう取り組んでいきたいと考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 私も国土交通省の河川事務所のほうへ行ってまいりました。その中の話で同じような話をしたんですが、例えば電柵なんかもやはり子供たちが近所で遊んでいる関係も難しいというお話でしたが、国のほうもやはり何か対策はしないといけないということで、例えば河川敷にヒガンバナを植えたりして、それはイノシシが嫌うので川に近寄らないんじゃないかと。そういった実証実験に似たようなこともいろいろ取り組まれているそうですし、市から提案をしていただければ、ぜひ一緒に取り組んでいきたいというお言葉も頂いたので、諦めずにそこはしっかりと新しい発想を持って取り組んでいただければと思います。

そして、次のモニター資料をお願いします。先ほど10月に対策をされたというところで、市から真砂土を持ってきていただいたという話があるんですが、左上のポールが立っているところ、あれは皆さんで真砂土を運んで埋められて対策というか、修繕をされたところですが、やはり御覧のとおり、下側のイノシシがあそこまで掘ったところは、素人ではなかなか修繕は難しいと思います。これはやはりお金もちゃんとかけていただいて、市のほうで修繕をしなければいけないのではないかと思いますのですけれども、そこら辺のお考えをお願いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） モニターの資料にありますように、河川敷の中の現在、一番被害の大きい箇所につきましては、専門の業者のほうに現地も見ていただきまして、芝生の貼りかえに最も適した施工方法であるとか時期等について、現在検討もしていただいているところでもありますので、引き続き協議もして対応していきたいというふうに考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 先ほどの音が出る機械ですよ、3個ほど設置されたということですけども、やはり効果が薄くて被害が広がったという状況だと思います。グラウンドゴルフをされている方は、さらに3つ追加されて、自分たちで設置をしているけど、なかなか被害が食い止められなかった。それにこの被害は9月から起きています。その間、何度か市のほうへ問合せもされていると思います。実際グラウンドゴルフをするのに対して、9月、10月、11月と非常に気候がよくて一番楽しい時期じゃないかなと思うんですけども、早急な対応が必要だと思いますし、10月頭からいろいろ問合せをされていることに対して、今になっても回答がないというお話をよく聞いているんですけども、いつ頃直せそうでしょうか。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） この間の市の対応につきましては、市のほうへ御連絡を頂いた際には、そういった国交省との対応の状況でありますとか、なかなか抜本的な対策が難しいというようなことも説明をさせていただき、また状況も見ながら修繕等の対応を検討する旨もお伝えをしております。まずは今、事業者の方に相談をしているところですので、そのやり取りの中で、できるだけ早い対応をさせていただきたいというふうには思っております。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） この親水公園のグラウンドゴルフ場につきましては、グラウンドゴルフ協会の皆さんが日夜ボランティアで管理をしていただいたり、あるいは三次市としても数年前より、できる限りの管理を何とかしていこうと。それでグラウンドゴルフをされる皆さんが、引き続き笑顔や健康、あるいは交流があつた場で持てるように努力はさせていただいております。本当に改めてこの場をお借りして、献身的に管理をしていただいている皆さんに御礼を申し上げたいというふうに思います。

今、中原部長が申しあげましたように、河川敷ということでイノシシ、あるいは鳥獣被害の対策というのは管理に限りがあるといったようなところもありますけれども、引き続き国土交通省としっかりと協議をする中で、何とかその解決策を見いだしていきたいなというふうに考えております。その中で、今後できる限り芝生の修繕にしても可能な限り対応していきたいというふうにも考えておりますし、やはり今、三次市の大きな目標というのは、健康寿命を延伸することということが大きな目標の1つとして、いきいき健康づくりの中にありますので、そういうことも踏まえながら、高齢者の皆さんが健康寿命を延ばせるための手段を今後も引き続き構築をしていきたいというふうに考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） この9月、十日市中学校で運動会が行われたんですが、その開会式のときにグラウンドをイノシシが走り抜けました。酒屋のほうから来ているとはちょっと考えにくいので、恐らくこの河川敷にいるイノシシが来たのではないかと思います。ここできちんと対策しないと、どんどん十日市の中にもイノシシが走るようになって、もう本当に三次中どこへ行ってもイノシシが走っているような状況が想像されますので、ぜひ今の段階で食い止めていただければと思います。

そして、先日ここから車で約30分ほどなんですが、他市の似たようなグラウンドゴルフの施設をお伺いして話を聞いてきました。そこは三次の親水公園と同じくグラウンドゴルフ場と、サッカーや野球ができる通常のグラウンドが隣接していて、そこには事務所があったり、受付があったり、または日陰をつくるための鉄筋の建物、休憩スペース、そういったものがあって、自動販売機なんかもそろってました。低い土地に見えたんですが、水路がちゃんと整備されていまして、水害もなく、電柵等がきちりしてあって、山の麓ではありましたが、獣害の被害にも遭わないそうです。先ほど言われました親水公園ですね、度々浸水の被害に遭いますし、これからも遭うと思います。今の場所での継続というのは非常に困難を極めるのではないかと思います、移設とか、もしくはよそへ新設するとかいう市の今後の構想についてお伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 現在のグラウンドゴルフ場は、馬洗川の河川敷の中にありまして、これまで大雨による河川増水時には度々浸水もしている状況です。移転につきましては、安全かつ一定の規模を有する用地が必要であり、新たな整備は困難であるというふうに現在は考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 困難だという御返事を頂いたんですけれども、困難でしたら、先ほど何回か話に出てきました市で購入された芝刈り機ですけれども、ほとんど稼働していないという状況だと思います。なぜもっとしっかり使われないか、お伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 芝刈り機につきましては、乗用芝刈り機ということで、事業者のほうに貸与している形で利用していただいていると思います。使い方の現状のところにつきまして、そういった状況があるようでしたら、事業者のほうにも状況につきましては確認をさせていただきたいというふうに思います。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 芝刈り機なんですけれども、最初にお話しをしたように、グラウンドゴルフをするためには、芝を地面から約1センチぐらいに刈らないといけないんですけれども、どうやらその芝刈り機は1センチというのがなかなか刈りにくい芝刈り機だそうです。改造等をすれば生かせるのではないかと思いますので、しっかりその辺りも対策していただければと思います。

そして、先ほど冒頭に言いましたけど、このグラウンドゴルフ場は、2万人という非常に多くの人たちが利用されるグラウンドゴルフ場です。例えば、グラウンドゴルフをして、君田温泉で食事をして汗を流して帰る。また、グラウンドゴルフをして、美術館に行ってワイナリーで買物をする。鶺鴒とのコラボ等も面白いかもしれません。そして、200人や300人規模の大会は、現在三次ではできないので、三次のプレーヤーの方々は市外へ、または県外へ行っておられます。そういった大会は宿泊で行かれることが多いそうです。きちんとした施設があれば、そのような大きな大会を三次で開催することができると思います。ぜひここまで大きくなった人の流れをうまく活用していただき、またグラウンドゴルフ、それに携わる人たちももう少し大切にいただければと思います。

では、次の質問に参ります。大項目2、三次市東光保育所整備事業についてお伺いします。

モニター資料をお願いします。これは現在、市のホームページにある最新の資料を基に、私が簡略化して作った配置図です。先日の地元説明会で駐車場について、大きく異なった変更があるとお聞きしました。どのようになるのかと、その経緯と理由についてお伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長子育て支援部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 東光保育所の駐車場につきましては、東光保育所整備事業設計業務受託者のプロポーザル時の提案は、駐車場の狭さの解消と朝夕の送迎時の周辺道路の渋滞緩和を図ろうとするものでした。その提案内容につきましては、駐車場を既存の西側、河川側でございますが、ここ1か所に集約して20台規模の駐車スペースに拡大、敷地北側、八次小学校側でございますが、からも駐車場に入れられるように進入路を新設するというもので、既存の東側の駐車場については廃止するということとなっております。この提案を受けまして、現在2か所ある駐車場の利用状況や敷地北側市道及び河川側市道の交通量の調査等を行い、河川管理者である国土交通省三次河川事務所との事務折衝を行いました。その結果、北側市道、八次小学校側でございますが、ここに進入路を設けた場合、河川側の進入路の拡幅ができない。また、北側市道に送迎車両が集中した場合に、登下校時の小・中学生との動線が交錯するなどの課題が明らかになりました。業者提案や交通量調査、関係機関との協議結果などから検討した結果、西側、河川側でございますが、こちらの駐車場をメイン駐車場とし、現在ある進入路

を拡幅する。それから送迎者の利便性の確保の観点から、既存の東側駐車場についても規模を縮小して残し、数台の駐車可能な補助的な駐車場として配置することとしたものです。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 今お話があったとおり、東光保育所は西側、馬洗川は堤防です。北側は、一方通行の狭い道という2つの道に囲まれており、昔から非常に混雑し、送り迎えが困難で、私が知っているだけでもこれまで駐車場の位置を変えたり、広くしたり、また新しく追加したりと、たくさんの対策が行われています。しかしながら、いまだに駐車場の中、もしくは外で事故が発生しております。そんな中、図のように、以前予定されていた中央に大きく駐車スペースを取って車から園舎の距離を縮める、これは非常に保護者にとってはいいんじゃないかなと。そして、このロータリー方式ですね、一方通行というのは同じ出入口を使わないということと事故防止にはなる。同じ出入口を使うよりは事故が少ないのではないかと思います。駐車場の考え方としては、安心・安全、保護者負担の軽減を優先すべきだと思います。先ほどの御説明だと近隣の交通状況を考えてということですが、やはり駐車場の出入りするときの事故防止というのも大切だと思いますが、その辺りのお考えをお願いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 駐車場の安全確保というところでございますが、議員お示しのこの図はプロポーザル時の提案でございます。そのときは北側市道から自動車が入り、河川側から出ていくというようなロータリーということ想定しておりましたけれども、その後の交通量、駐車場の使用状況の確認を2月、8月、9月というふうに確認いたしました結果、北側市道からの進入というのは、やはり小・中学生との動線が交錯するということで、北側に全ての車両を誘導するということは、より小・中学生の安全が確保できないということで、これにつきましては、北側市道の進入路は取りやめております。そして、河川側の進入路につきまして、ここでたくさんの車が渋滞するということを聞いておりますし、確認いたしましたので、進入路を拡幅して、そこの渋滞の緩和を図るというような方向に変えております。以上が駐車場における交通量調査の結果から改善したような点でございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 改善されたと言いますが、結局、小学校側に駐車場を設けて河川敷側に駐車場を設けて入り口を広げただけで、現状は今と変わらないんじゃないかなと、結果的に。今事故が起きているわけなので、今よりよくすべきじゃないかなと思うんですが、今回回答を頂きましたので、ちょっと時間もないので次へ行かせてもらいますが、例えばその駐車場の対策

として高さですね、例えば河川敷へ出るところの駐車場は同じ高さなのか、それとも河川敷より低いのか。低いとなるとやはり見通しが悪いと思いますが、その辺りは対策されているのでしょうか。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 河川側の駐車場につきましては、現状と同じ高さになりますので、河川から低い位置に駐車場があるということになります。ただ、進入路を大きく拡幅しまして、入る車、出る車、十分な幅を取っておりますので、これについては現状は極めて狭い道路で急な傾斜になっております。そこで見通しが悪いというような状況もございますけれども、次、進入路の拡幅により改善されるものと考えております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) ぜひとも改善していただければと思います。先ほどの説明で、西と東に駐車場を設けるとなると、図で言いますと、真ん中の進入路辺りは、野外運動スペースになるのではないかと想像をします。近隣の小・中学校を見ますと、八次の小・中学校のグラウンドは校舎の北側、十日市の小学校も中学校もグラウンドの北側、このたび建て替えを予定されている三次小学校も、仮校舎を建てて北側、同様に三次中学校もグラウンドの北側に校舎が全てあるわけですが、もちろん隣接する建物や地域との兼ね合いもあるとは思いますが、このように全て北にあるのは、日当たりについて考慮されたのではないかと思います。グラウンドと園舎の日当たりについて、このような配置でどのように検討されたのか、お伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 園舎と園庭の関係でございます。議員お示しいただきました図で行くところの真ん中の進入路につきましては、車両の進入路ではございませんで、歩行者の歩道というような形に現在なっております。整備後の施設につきましては、現在の配置、現在は敷地北側に園舎、南側に園庭とは反対の北側に園庭、南側に園舎という配置となります。これは園舎内の保育室、これにつきまして日照を確保し、周囲の山並みや馬洗川の景観を取り込むことができる位置ということで配置しておりますけれども、2階建ての園舎ではございますが、北側の一部を平屋にすることによって、園庭の明るさや日当たりを確保するという計画をしております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番（山田真一郎君） 確保されるというお話ですけれども、この辺りの土地が決して非常に水はけがいい場所とは言えないと思います。さらに、三次には雪が降りますので、やはり朝からしっかりと日が差し込まないと、なかなか解けないのではと思いますが、その辺りはどのように予測されていますか。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 園舎と園庭の位置を変えることによって園庭に影響がある建物の位置というのは、北側の一部の事務室ということになるかと思います。これにつきまして、先ほど申しましたように、2階ではなく平屋にすることによって園庭への影響というのは最小限に食い止められているのではないかと考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） 影響が最小限ということで影響はあるという認識でお受けします。やはり北側にあれば、やっぱり建物を大体見ると北側にあるのが普通ではないかと思うので、また時間もないので次へ行かせていただきます。

浸水対策についてお伺いします。先ほどから言いますように、馬洗川、国の一級河川ではありますが、隣接しており、ハザードマップからは外れているとはいえ、水害、浸水対策が必要だと思います。防水板や防水扉、貯水槽や基礎を高くしたりと対策は様々あるとは思いますが、浸水対策についてどのように考えておられるか、お伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 東光保育所につきまして、東光保育所の敷地は計画規模では浸水は想定されませんが、想定最大規模では浸水が想定される区域であるため、浸水を始めた災害リスクへの備えは必要です。本事業では、敷地内の最大浸水の高さ1.5メートルに対して、地盤面からの1階床レベルを現況施設同等の高基礎60センチとした上で、1メートルのコンクリートの腰壁を設けることといたしました。浸水の危険のあるときには、掃き出し窓など開口部に防水扉や止水板を取り付け、施設内への浸水を最小限に防ぐ計画としております。1.5メートル以上のかさ上げを行った場合、園庭との段差が生じることとなります。園児の日々の生活と災害リスクのバランスを考慮して、腰壁と止水板等で対応することとしたものです。このほか、キュービクル等の基幹設備等を想定浸水の高さより高い位置に設置することで、万が一の場合も被害を最小限に抑えて、できるだけ早く保育が再開できるようにと考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） いろいろ対策はされているみたいですが、防水板ですよ、どのように使われるのかというところをお聞きしたいんですが、お伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 大雨等のときに浸水が予想されるとき、そういったときに掃き出し窓であるとか玄関入り口であるとかそういったところに防水扉を取り付けるような仕様で設計しております。そういう危険があるときには、それらを用いて安全を図り、浸水を防ぐようにというふうに考えております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） そのつけたり外したりというのは、恐らく人力で職員さんがされるのだと思います。これまで私が聞いていたのは、現在地で建て替えをするに当たっての心配点と、その対策についてお聞きしたんですが、やはり安全・安心を一番に考えますと、河川の近くで、またこのような窮屈な現在地よりも、もっと総合的に広くて安全な場所のほうがよいのではと思います。たくさん対策もしないといけないですし、なぜ今の場所がよいのか、どんなメリットがあって今の場所への建設を進められているのか、お伺いします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 東光保育所の現在地の建て替えというのを決めた経緯でございます。これにつきましては、保育所の施設整備について令和3年3月策定の三次市公共施設等総合管理計画個別施設計画を踏まえまして、令和3年度に三次市保育所規模適正化検討委員会において検討を行いました。委員会の審議を経て決定しました施設整備の基本的な考え方及び東光保育所の在り方につきましては、昨年11月の議会全員協議会に提出しました過疎地域持続的発展計画（過疎計画）に基づく主要事業の実施でお示しをしましたように、その内容につきましては3項目ございます。1つ目、今後おおむね30年程度、十分な児童数が見込まれる場合には現在地での建て替えを基本とし、施設の整備を行う。2つ目、各保育所の入所児童数が第2期三次市保育所規模適正化基本方針の規模適正化の基準を下回る場合には、休所・廃所を検討する。3つ目、公共施設の中で建築年次が最も古く、施設整備の老朽化が著しい東光保育所につきましては、令和4年度から現在地での建て替えに着手するといったものでございます。公共保育所の施設整備において、現在地での建て替えを基本としましたのは、送迎を行う保護者への影響、また現在公立19保育所のうち、14の保育所が洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域に位置しておりまして、全ての施設について代替地を求めることは困難であること。そ

れから、施設整備に要する事業費などから総合的に判断したものでございます。東光保育所につきましても、同様の検討の中で総合的に勘案して現在地建て替えということになったものでございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 現在地で建て替えると保護者への影響が少ないということですが、もっと送り迎えがしやすい広い道のある場所だと便利がいいんじゃないんですかね。その辺り、どのようにお考えですか。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 東光保育所につきましては、先ほども申しましたように、計画規模では浸水しない保育所でございます。想定最大浸水規模で1.5メートルの浸水となる保育所ということになります。想定最大浸水規模というのは、一般的に1,000年に1回程度の降雨規模、1年間の間に発生する確率が1,000分の1以下の降雨ということになります。こういった想定最大浸水規模のために移転することで、朝夕の保護者の送迎に不便をかける。また、場合によっては早期に建築ができない、建て替えができないということもあるかと思えます。したがって、東光保育所につきましては、現在地での建て替え、そして浸水の対策としては施設面のハード面とあわせて、運用のところで警戒レベル3以上、高齢者等避難以上のところでは児童の受入れを見合せであったり、お迎えを依頼したり、臨時休所を行うという、こういった運用のところで対応することで、児童の安全を確保しながら保育を継続したいと考えております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) なかなかほかのところでは難しいというお話がありましたけれども、私が今思いつくだけでも、例えば八次小学校の調理場はもう要らなくなるんじゃないかと思えます。その周辺にはまだ建物の建っていない田んぼや雑種地もたくさんありますし、また八次中学校の近所には東インターからも遠くない、近いですね、現在、調理場が建設中の種鶏場跡地にも、まだ市の土地があるのではと思います。そういった場所等の比較検討をされたのでしょうか。今のお話だとしていないのかなと思いますが、お伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 比較検討につきましては行っておりません。規模適正化委員会におきまして、公立保育所の施設の整備の在り方、方向についてお示しをしたように、現在

地建て替え、これにつきましては公立保育所のほぼ大半がそういった危険な区域、浸水想定区域であるとか土砂警戒区域に位置しているということも考えまして、全ての保育所において、東光保育所を移転建て替えということになれば、そのほかの保育所につきましても、それが必要となってくるということを勘案しまして、東光保育所についても現在地建て替えということにしたものです。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) プロポーザルの資料に、例えば仮園舎を建てて現在地に建て替えをするのに9,200万ほど追加になるという記述がありました。やはり同じように、ほかのところへ建て替えるとしたら幾らぐらいかかるのでこうしますというような説明があったほうが、見られた方、説明を聞いた方が非常に納得するのではないかと思います。それと私は今、八次のお話をしましたが、八次にも保育所が何個かありますので、やはり建てる場所というのは今の場所にこだわらず、三次市全体を見て総合的にここが一番便利がいいんじゃないかと、保護者にとって、そういった感覚も持たれてもいいのではないかと思います。

次に行きます。東光保育所は出来上がって約40年、もしくは45年ぐらいになるんですかね。現在、現役の保護者としておられる方が数百人いらっしゃると思うんですが、近隣には20代から70代ぐらいまでの東光保育所の保護者経験者が何千人といらっしゃいます。そういった多くの方々へアンケートを取るなど、今回の整備計画に対しての情報収集や相談等はどうにされたのでしょうか、お伺いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) このたびの東光保育所整備事業に当たりましては、アンケート調査等は実施しておりません。基本構想案の策定であるとか設計業務受託者の決定、敷地内の施設配置の決定など、事業の進捗に合わせて情報公開して、関係者と意見交換しながら事業を進めているという状況でございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 情報公開のところですけども、私が先ほどの図を用いたわけですが、先月、10月の説明会のときには違う図面を公開されたと思います。その図面を、恐らく説明会のときには11月にはホームページへ新しいのを出すという話を言われていたと思うんですが、私も待っていたんですけども出てこないの、古い図面を参考にさせてもらって作らせていただきました。周辺の住民の方々も非常に興味を持っています。そんな中で、これは提案になるんですけども、ある小学校の建て替えに対してコンサルを交えた、誰でも参加できるワ

ークショップを開催しているそうです。このたびの東光保育所の建て替えについても、このようなことを取り入れてみればと思うんですが、お考えをお願いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 東保育所建て替えに当たりまして、地域の方、近隣の方への周知につきましては、一番最初に行ったのは4月中旬にお知らせ文書といたしまして、東光保育所が令和4年度から現地建て替えに着手して、令和7年度に開所する予定であるとか敷地内の施設配置等はプロポーザルによる提案を受ける予定であるというようなことを近隣住民の方へ戸別配布を行い、それから八次地域全体へは自治連さんの協力により町会ごとに回覧という形でっております。それ以降、近隣住民の方に対しては個別通知でお知らせをしたり、8月の整備事業説明会の実施であったり、その後の資料配布であったり、10月にも同様に説明会の実施であったり、その後の資料配布であったりという中で、意見のほうを皆さんから募集しているようなところなんです。今後につきましても、随時必要なときには説明会という形で説明を行い、そのときに近隣の方を含め、皆さんの意見を随時募集していきたいと、それに対応していきたいと考えております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 次へ行こうと思ったんですけど、今のホームページにはプロポーザルの資料しかないということは、先ほど私が示したように、駐車場が中央に1個と皆さんは思われているんです。10月の説明会に参加された約20人ぐらいの方は知っておられますが、それ以外の方々には、進入路も前のまんまに出来上がるだろうという、そういう予想をして東光保育所は新しくなるんだと考えておられます。なので、こういったワークショップを開いたりとかしたほうがいいんじゃないかという提案なんですけれども、どのようにお考えですか。もう一度お願いします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 松長部長。

[子育て支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て支援部長(松長真由美君) 新たな東光保育所図面につきましては、今、基本設計中でございます。これがほぼ確定しましたら、ホームページにアップするように考えているところです。それから関係者の皆様方へは、10月の説明会にて駐車場整備については御説明させていただいておりますので、これをもって関係者の皆様には説明していると捉えております。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番（山田真一郎君） じゃあ、ホームページにアップした段階で、いやいや、これじゃいけないよというて、ようけな人が言うちゃったときには変更は利くんでしょうか。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 8月から9月の説明会におきまして、プロポーザルの提案内容を説明いたしました。その後はたくさんの御意見を頂き、その結果を反映したものが、9月、10月に説明した内容となっております。その時点では、内容につきまして配置がいけないであるとかというような意見は頂いていないものと捉えております。それから、基本設計が終わった後に、またこの駐車場が位置を動かせるかということでございますが、これについてはできません。というようなことを御説明させていただきたいと思っております。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番（山田真一郎君） はっきり言っていただいたので受けるしかないのかなと思いますが、私と同じように、皆さんがそう言われると、もう説明会に行ったとしても何も言えなくなってしまわないかと思っておりますので、その辺りはもう少し考慮していただければと思います。

大項目3に移らせていただきます。五龍川貯留施設の施設、キリリパークについてお伺いします。

平成30年7月の西日本豪雨災害により、畠敷願万地地区では床上浸水82戸、床下浸水145戸と甚大なる被害を受けました。そこで国、県、市、3者で連携して、平成30年災と同規模の雨に対して、家屋の床上浸水のゼロをめざす内水対策を推進されました。その中で、三次市においては流域対策の一環として、令和3年3月に準用河川五龍川貯留施設の建設を開始され、今年8月に完成し完成式が行われました。そこで質問なんです、このキリリパークですが、利用時間外は施錠されています。なぜ施錠をする必要があるのか、お伺いします。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 秋山建設部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） キリリパーク、これの主の目的は、先ほど議員おっしゃったとおり、貯留施設でございます。大雨で洪水が起きたとき家屋の床上浸水を防止するという、市民の生命財産を守る施設で、貯留施設として利用しないときに限定的に開放しているものです。安全管理や防犯対策上において施錠は必要と考えます。夜間は照明もありませんし、近隣住民の迷惑防止にも必要と考えます。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔2番 山田真一郎君 登壇〕

○2番(山田真一郎君) モニター資料をお願いします。これはキリリパークです。御覧のように、中に木が立っているわけでもありませんし、ベンチ等もありませんので、一般的な公園に比べてかなり見晴らしもよく、死角もないに等しい状態ではないかと思います。要するに安全ではないかと思います。また、水の流入ですけれども、五龍川に接続している引込み口は川の底から約1メートルほど高い位置から引き込むようになっていまして、実際この高さまで水が上がったことは、ここ数年で30年災のときのみで、寺戸のポンプ場が正常に稼働している限りは、キリリパークに水が入る可能性はかなり低いのではないかと。また、天気予報なんかもかなり精度が上がっていますので、危険はかなり事前に察知できるのかと思います。キリリパークが本当に危険な場所なのか、本当に施錠をして締め切らないとないけないのかというところ、もう一度お願いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) キリリパークは、画像御提示のとおり、周囲にはフェンスもあり、上から見ると見晴らしもいいということもございますけども、やはり先ほど申しましたけども、安全管理、防犯対策上において施錠は必要と考えます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) だったら、ほかの公的公園も全部施錠したらという話をすると、本当に閉まってしまうと困るので、ここまでにしますけれども、でしたら利用時間が今は5時までとなっております。平日に子供たちが学校が終わってから来るとなると、やっぱり遅くなって間に合わないかもしれませんし、来てもすぐ閉まるような状況じゃないかなと。日が短い今時期はまだいいかもしれませんが、夏などは、ああいうときは例えば日没までというふうな弾力的な利用はできないでしょうか、お伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 現在、三次市民ホールきりりの運営時間に合わせて利用時間を設定しております。今後の利用状況を見ながら運用を考えていきます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) キリリパークは、10月2日に利用開始となりました。8月の完成式から約1か月以上閉まっていたこととなりますが、その間、近くの子供もですが、酒屋や栗屋のほうからもたくさんの子供たちが来て、願橋を渡ってきて開いてないと言って残念そうに帰っ

ていました。利用開始までかなりの時間があったと思うんですが、その間に検討はできなかったのでしょうか。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) キリリパーク完成式が終了してから、ちょっとの期間が開いていませんでしたけども、この間そこの利用の方法、ルール、こういった検討や、それから施錠を誰がするかとかそういった検討をしたところでございます。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田議員。

[2番 山田真一郎君 登壇]

○2番(山田真一郎君) 私は今8月からと言いましたが、完成する前からでもその対策はできると思いますので、非常に遅いと思いますし、早急な対応をお願いします。

最後になりますけれども、今年8月に貯留池が完成して開設を記念して、広島ドラゴンフライズよりバスケットゴールが寄贈されました。今まで私も含めてですけれども、たくさんの方々が一般質問、または違う場所でも貯留池に対して貯留池は本当に必要なのか、もっと深くしないのか、落ちてはいけないので蓋をしてほしい、少しでも緑を取り入れてほしい、高台にしてほしい、あとグラウンドという活用もできないのかと様々なお話、提案があったと思います。式典当日には、子供たちがプロバスケットボール選手と一緒にバスケットをする姿を見ることができました。そして今、土日、祝日にはたくさんの子供たちが集まっています。そして、そこにバスケットゴールが2つしかないんですけれども、バスケットをしない子たちもいろいろ工夫をして同じ場所で楽しんでいます。この貯留池をただの池ではなくて子供たちの新たな居場所になったのではないかと思います。そういった旨を申し上げまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時36分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 清友会の重信好範でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。執行部の皆さんにおかれましては、子供たちに夢を、若

者たちに未来を、そして高齢者の方に安心感がしっかり伝わる御答弁のほどよろしくお願ひします。

質問に入る前に、去る11月11日、三和小学校5年生16名の児童の皆さんと自然体験学習として、三和町の大土山の登山並びに許可を得ての森林伐採等の作業を、大土山を元気にする会会員の皆さんと一緒に学習させていただきました。コロナ禍での学習でしたが、森林組合の職員さんの指導の下、児童の皆さんがやらされるんじゃなくて自ら作業を一生懸命する姿に、また岩などで遊ぶ姿に元気を頂きました。今後もこのような取組は行ってほしいと願ひ、一般質問に入ります。

大項目のインボイス制度（適格請求書等の保存方式）について質問に入ります。

このインボイス制度はなかなか聞かれない名前で、最近ちらほらと制度が公に出てきたと思っています。2023年10月1日にインボイス制度が開始されます。2021年度10月1日から登録申請受付が始まっておりますが、インボイス制度は消費税を税額、税率ごとに区分した適格請求書を、請求書、領収書、納品書を取引ごとに発行するもので、適格請求書を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。しかし、適格請求書事業者になるには、消費税課税事業者が税務署に申請し登録を受け、13桁の登録番号を得る必要がございます。この制度については、事業者及び税務官公署における事務の増大、免税事業者が不利になるなど、課題も指摘されております。インボイスの登録率は、全国的に10月末において143万3,500件の登録で、1割から2割弱程度の状況であり、本県においては広島国税局インボイス登録センターが窓口になり、税務署に下りていくシステムで、本市でも各地でもなんですが、学習会を開いても事業者の受講が少ないという課題も指摘されております。それで、また日本税理士協会や日本商工会議所など各地の商工団体、各地の自治体など、多くの団体が見直し要望を上げているところであり、農業者並びに農業法人、フリーランスの方々に影響が出ることは確実です。本市の事業者の方々並びに本市の経済を心配しているところでございます。

このような現状を踏まえて本題に入りたいと思いますが、まずインボイス制度が市行政に与える影響と対策について質問に入ります。本市もインボイス制度に向けて登録を届ける必要があるのか、まずお伺いします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美総務部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 地方公共団体におけますインボイス制度、いわゆる消費税の単位は各会計ごとに担ってございます。一般会計を例に申し上げますと、一般会計におきましては消費税法上、売上げと仕入れの消費税額が同額というふうにみなされるというルールになっておりまして、消費税の申告義務が免除されております。このため税務署への、先ほどありましたインボイスの発行事業者登録そのものが必要ないのですが、一般会計がインボイス制度に仮に対応しない場合は、買手であります課税事業者の方が仕入れ税額の控除を受けることができなくなり、事業者の方の負担が増加するというところでございますので、一般会計においても他会計、

特別会計を含めて、インボイスの発行事業者に登録をする予定としております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 今の部長の答弁から、登録はまだと思ってよろしいのでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 現時点におきましては、消費税のほうの各収入のチェック等を行っておりまして、登録自体はまだしておりません。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 登録はまだのようなんですけれども、来年の10月からインボイス制度が開始されます。そのことによって、市職員の事務量等は増えるのか、そのまま変わらないのか、お伺いします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 一般会計におきましては、請求書、領収書などの様式変更の必要がございますので、その点におきましては一時的に業務量は増えますけれども、その後におきましては、通常これまでも出しておりました領収書の様式が変わった領収書を出すという意味合いになりますので、特別業務の増加というものは想定していないところでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 職員さんの事務の量は分かりました。インボイス制度が導入されると、本市と取引のある事業者にも影響が出ると思いますし、可能性があると思います。本市の歳出決算書を見ると、消耗品や賃借料などの支払いがたくさん出ております。一般会計から本市と取引のある事業者は消費税の申告義務がないことから、インボイスは求めないと私は思うんですが、その点はいかかなもののでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 一般会計におきましては、先ほど御答弁いたしました。申告の義務がございませんので、インボイスを事業者の方に請求する必要がございません。また反対に、

こちらがお金を頂くとき、事業者の方からインボイスの交付を求められた場合には当然でございますけれども、インボイス発行事業者に登録しておりますので、インボイスの発行をさせていただくということになります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 部長さん、次の質問でそれを聞こうと思っと思ったんですが、インボイスはやっぱり求められることと確信しました。それで、特別会計に与える影響と対策なんですけども、特別会計においても一般会計と同様に同じ考えでよいのか、そしてまた制度導入によって影響が出るのか、お伺いします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 失礼しました。ちょっと先ほどの答弁と重なりますけれども、一般会計におきましては、先ほど申し上げましたように、申告の義務がございませんので、インボイスを事業者の方に必ず求めるということはございません。いわゆる登録をされていない事業者の方から適格請求書でないものが出てきても、それは差し支えないと、一般会計におきましてはでございます。逆に、こちらから請求書なり、領収書をお出しする際にはインボイスに対応したものをお出しするということになります。

先ほど質問いただきました特別会計でございますけれども、冒頭、御説明いたしましたように、地方公共団体におきましては、会計ごとに消費税を申告するという区切りになってございます。一般会計は申告の義務がないんですが、特別会計並びに本市でいいますと企業会計、こちらにつきましては基本的に課税対象の事業者となり得ます。そのため課税対象となりますので、事業者に対して、基本的にはインボイスの交付を求めさせていただくという必要がございます。特別会計につきましてはということになります。また、事業者からインボイスの発行を求められた場合は、先ほどの一般会計と同じように、こちらから請求書なり領収書では、インボイスの請求書、領収書をお出しするということになります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) なかなか難しいところもありますけれども、市行政にとってはあまり影響は出ないと思ってよろしいですね。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 一般会計につきましては、先ほど御答弁したとおり、ほとんど影響は

ないというふうに理解しております。しかしながら、特別会計につきましては、これまで課税事業者でなかった会計におきまして、インボイスの発行事業者に登録いたしますと自動的に課税事業者になりますので、少額な、いわゆる預かり消費税、消費税を預かるものが発生した場合でも申告の必要が発生いたします。この点におきましては、これまで申告の書類、分類でこうした作業がなかったものが特別会計におきましては出てくるということになりますので、この点においては、三次市にとりましても多少の事務が増加するというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 特別会計のほうは理解いたしました。それで、先ほどちょっと部長も答弁されましたが、次に公営企業会計、本日は水道事業に限って質問をいたしますが、消費税の申告義務のある課税業者であることから、仕入れ税額控除の適用を受けるため課税業者に対してインボイスを求めることでよろしいのでしょうか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤水道局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 市の水道事業としましては、水道企業団の方針は出ておりませんので、現時点で取引業者に対して適格請求書発行事業者としての登録を求めることは考えていません。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 分かりました。それで、水道事業については、水道企業団となっても考えは変わらないということよろしいのでしょうか。

(水道局長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤局長。

[水道局長 加藤伸司君 登壇]

○水道局長(加藤伸司君) 広島県水道広域連合企業団での事業開始は令和5年4月からということになりますけども、水道企業団に移行した後にインボイス制度の適用を受けることとなります。水道企業団に確認したところでございますが、仕入れ業者にインボイス制度の適格請求書を必ず求めるかどうかの判断を現時点で示すことはできないとのこと。インボイス制度には経過措置があり、令和8年10月までの3年間において80%控除可能ですので、令和5年10月のインボイス制度移行後に、インボイスに登録をされていない事業者の影響を見極め、検討することになると考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番（重信好範君） 先ほど局長も言われたように、猶予期間があります、この制度には。ただ、制度自体がまだ周知されていない欠点もありますし、先般のコロナウイルスの影響や急激な物価高騰により、景気回復が見込めない中での来年10月からの制度が実施された準備は国のほうで着々と進められています。免税業者を取引から排除しかねないこの制度は、事業家間の取引慣行を壊し、免税制度を自主的に排除するものであり、新規開業者やフリーランスの可能性を狭めていくと私は思うんです。本市の企業、自営業者から税制で商売を潰すなという強い怒りを私に訴えられた業者さんもおられます。直接、市行政に与える影響は若干はあるんですけども、決して人ごととは思わず、商工会議所や連携して相談窓口を設けるなど、本市の事業者全てを守るんだという決意でこの制度を周知してもらいたいと思っております。

本市には、三十数戸の農業法人がございます。その中で幾つか訪問してみたんですけども、ある法人はインボイス登録をもうしましたと女性事務員さんが言われておりました。しかし、事務量が増えることを懸念されておりました。ある法人に行きますと、インボイスの意味さえ知らなかった、周知されていなかった法人もありました。代表者と経理が同じ人が兼ねておられて、今後不安ですということも言われていました。少ない人数で回していくということで、大変懸念をされておりました。本市もやっぱり事業者さんに寄り添って、商工会議所と連携して窓口を設けるなどして取り組んでいってほしいと思うんですが、最後に御所見をお伺いします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

〔総務部長 細美 健君 登壇〕

○総務部長（細美 健君） 市全体のインボイスなりの考え方でございますけども、先ほど一般会計のところでも少し申し上げましたが、基本的にインボイスを登録されていない方の仕入れ控除ができなくなるという意味合いでは、特別会計とか企業会計においては不利になる、いわゆる市側に不利になるという事実はございます。しかしながら、一方でおっしゃいましたような市内事業者の保護、育成、こうした観点もございますので、この点につきましては、先ほど水道局長が答弁いたしましたけども、今後インボイス制度が始まりまして、そのときにどの事業者様が登録されていないのか、またその事業者から幾らぐらいの金額を購入するのか、これによって影響額が当然変わってまいります。こうしたことから、市の負担の度合いを見極めることで、インボイスの登録をされていない事業者の方を守るという視点と、それから市の負担、このバランスをしっかりと見極めて対応してまいりたいというふうに考えるところでございます。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 今の細美部長の答弁を聞いて、少し安心いたしました。この地域経済を引っ張ってもらおう中小零細企業を本市行政も一緒になって、このインボイス制度をきちっと取り組んでほしいなと思い、次の質問に移ります。

大項の2つ目のマイナンバーカードについて質問に入ります。

まず、マイナンバーカードの普及の課題についてですが、総務省がマイナンバーカード普及に向けて、交付事務を担う市町村へ圧力を強めています。交付率が平均を下回るなどしている自治体を重点的フォローアップ対象団体に選出し、7月には963団体が指定されました。また、総務省は去る10月18日時点において、全国のマイナンバーカードの取得率が50.1%と発表し、さらに、取得申請は10月18日時点で約7,137万件の人口の56.7%となると発表いたしました。しかしながら、本市の市民には、いまだに特に高齢者の方々からマイナンバーカードの取得は任意であるとかメリットがあるのか、落としたときのセキュリティーなど不安があるなど、議会報告会でも若干ですが、声を聞きました。いま一度、工夫した市民周知が必要と考えますが、担当課の御見解をお伺いします。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) マイナンバーカードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、平成28年1月より交付が始まりました。マイナンバーカード自体には、カードに表記されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真の5つの情報以外は保存されていません。カードを紛失された場合でも、関連する各種サービスで利用される情報が直ちに漏えいすることはありません。これまでマイナンバーカードは、本人確認以外での利用用途が限られておりましたけれども、国において令和6年の秋以降、健康保険証としての利用や運転免許証とも一本化することを検討され、本市でもマイナンバーカードを利用し、オンラインで住民票の申請や各種届出を可能にするなど、利活用の用途を拡大しているところです。議員御指摘の声につきましては承知しておりまして、マイナンバーカード取得の強制はできるものではありませんが、社会全体のデジタル化の推進に欠かせないものですので、セキュリティーに御不安をお持ちの方への説明や利用用途の拡充、御依頼に応じて各種団体単位での説明会の開催など、本市としても丁寧に説明をさせていただくことが大切であると考えており、今後も継続的に取り組んでまいります。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 言っておられることはよく分かるんですが、先般の議会報告会の終わった後、ある市民に呼び止められてこのようなことをおっしゃいました。生活の中で、今でもマイナンバー制度は必要ないと思っています。マイナンバーカードでコンビニで住民票や印鑑証明が取れると言われても、年に何回かしか利用しません。それより自分の情報がだだ漏れになるんじゃないかという御指摘を受けました。政府は安全と言っているんですけども、個人番号で銀行口座や取引情報をなりすまして借金させるようなことも絶対ないとも言われたんですね、市民の方に。その点、やはりまだ周知がいろいろ要るんじゃないかと思いますが、

それに対して御所見をお願いします。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) 先ほど議員から御紹介がありましたように、本来であれば、本年度末で全ての国民がということを示しております。ですが、まだやっと50%と。あと50%の方がなぜ申請をされないかというのは先ほど議員からありましたように、生活に必須なカードではないという、絶対必要でないといけないというものではないという認識とあわせて、セキュリティーの面でございます。セキュリティーにつきましては、先ほど説明しましたけども、カード自体には5つの情報しかございませんので、漏えいすることはございません。そのことがなかなかまだ市民の皆様の方へ周知されないというか、払拭されない要因もあろうかと思っておりますので、市としても、そういった方々に対してしっかりセキュリティーについての安心度、安心感を与えていける、そういった説明は必要であろうかと思っております。ただ1点、今後、健康保険証については、日本の国においては皆保険制度でございますので、保険証と一体となれば、これは強引なやり方かもしれませんが、今の方向性としてはどうしても必要不可欠なカードとして、早期の取得の推進に我々は邁進してまいりたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 保険証のことは後に質問するので、そこは結構でございます。だから安心感を与えるような、きちっと三次の広報もきちっと書いておられます。三次藩札が3,000円分、今月の28日まででしたかね、つくれば、申請すればというようなことも出ている。だから、丁寧な説明を市民にさせていただきたいと思えます。

次に、交付率なんですけども、先ほど総務省の発表で全国では50.1%と言いました。本市においても、直近の交付率は去る11月20日現在で、総務省の調べで本市のナンバーカードの交付率は50.9%で、申請率は65.6%と聞いております。この数字は、高い低いは別として、一応市民の皆さんが御理解してくださったことや市職員の御努力もあったんだろうと思えます。年代別に分析されていると思えますけど、この率を担当課はどう分析されておられるでしょうか。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) 交付率の分析でございますけども、先ほど議員11月20日現在50.9というふうに御紹介いただいたと思うんですけども、11月20日時点の数値は住民基本台帳ベースの人口に対しての全体の交付率は55.7%となっております。男女比はおおむね同率となっております。年代別では、25歳以上80歳未満は56%で、最も交付率が高い年代は60歳代の62.8%、その近辺の年代は比較的高い率となっております。低い年代では、24歳未満が49.4%、80代後

半から徐々に10%まで低下をしております。年齢階層で交付率が低い24歳未満と80歳以上の要因としましては、マイナンバーカードの申請交付は市職員が申請者との面談での厳格な本人確認を経ることを原則としております。令和2年12月に事務処理要領が改正され、未就学児も代理申請のやむを得ない理由の1つとされましたけれども、小・中学生、高校生は申請に際して保護者の同行の負担があることや、80歳代後半で要支援、要介護者等の手続では親族や施設側の負担が大きいことが要因ではないかと考えております。それらの年代層の交付率を向上していくためには、申請交付手続の簡素化等の改善が必要であると考えておりまして、国に対して改善を求めていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 先ほど言われたとおり、やっぱり課題は年代によってばらつきがあるんだなと感じました。24歳未満、そして80代以上、この数字を伸ばして行ってほしいなと思っております。それで、次に交付率と地方交付税の関係性なんですけど、本年6月、当時の総務大臣、金子大臣が自治体ごとのマイナンバーカード交付率に応じて、来年度から地方交付税の算定に差をつけるという方針を明らかにして、大臣が不信を招いた経緯がありますが、マイナンバーカードの普及と絡めるには筋違いと私も思いますし、本市の所見をお伺いします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 先ほど問合せのありましたこの措置につきましては、我々としても安易に容認できるものではないというふうに考えています。現在、総務省のデジタル田園都市国家構想基本方針の中におきまして、2023年度からマイナンバーカードの普及状況なども踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討となっておりますけれども、現時点では明確なものは出されておらず、本市としては引き続き注視をしていきたいというふうに考えています。この件につきましては、全国市長会におきましても、国に対しマイナンバーカードの交付、システム導入や改修に係る経費なども含め、確実な財政措置を講じるよう要望しております。本市としては、圧力的なこれらの施策に左右されることなく、引き続きセキュリティーに関する安全性や利便性の向上に努めながら、市民の皆様丁寧に説明し、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいというふうに考えています。

(情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 上谷情報政策監。

[情報政策監 上谷一巳君 登壇]

○情報政策監(上谷一巳君) そもそも地方交付税は、我が国が地方に代わって徴収する地方税であります。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域にお住まいの住民にも一定の行

政サービスができるよう財源を保障するため、地方公共団体の財政状況等を考慮して配分されるべきものであり、地方自治体のほか、社説等でも様々な議論が起きていることは御承知のとおりであります。また、地方交付税のほかにも、現在公表されております令和5年度概算要求の中で、デジタル田園都市国家構想交付金では、基本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及状況を交付金の交付に際して評価することを検討され、具体的な評価方法について少しずつ明らかになってきているところであります。本市としては、こちらの交付金についてもしっかり注視をしていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 交付率と地方交付税の関係性については、市長からもいろいろ説明してもらった、いけんことはいけんと国に申し上げてもらいたいと思いますし、今後も注視していきたいと思っています。

そして、先ほど出ていましたマイナンバーカードの健康保険証の利用について質問に入ります。

岸田内閣が閣議決定しました骨太方針は、健康保険、医療機関、薬局にオンライン資格確認等、システムの導入を義務化し、保険証の原則廃止をめざしているところです。マイナンバーカードで受診する場合、マイナンバーカードに内蔵する電子証明書の交換期限が5年のため、5年に1回は本庁並びに支所の窓口へ行かなければなりません。カード自体の更新は10年ごとで、18歳未満は5年ごとの更新があり、健康保険証より手続等に時間がかかるのではないかとという市民の声もありました。課題も多く見られると思いますが、御所見をお伺いします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野市民部長。

[市民部長 矢野美由紀君 登壇]

○市民部長(矢野美由紀君) マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、カードの電子証明書やカード自体の有効期限が切れてしまうと利用できなくなるため、市役所の窓口にて更新手続を行っていただく必要があります。議員おっしゃっていただきましたように、5年に一度の電子証明書の更新手続は窓口で即日対応を行っておりますけれども、10年に一度のカード自体の更新は手続からカードの受渡しまでは約1か月程度時間が必要となり、有効期限間近に更新手続をされた場合はカードの有効期限が切れてしまい、健康保険証としての利用に支障が生じることが危惧されています。カードの更新、電子証明書の更新手続は、3か月前から行っていただけるように国から通知が送られていますので、早めの更新手続を行っていただくよう市もしっかり周知を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在、健康保険証廃止後のマイナンバーカード更新手続中や、未所持者等への健康保険確認書類の取扱いにつきましては国において検討されておられるところでありまして、議論の推移を注視しているところです。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 今から言う意見も、この前も議会報告会等が終わった後、市民の皆さんからちょっと御意見いただいたんですが、河野太郎デジタル担当大臣は、健康保険証を2年後に無くしてマイナンバーカードにひもづけようと言っておられました。国民皆保険制度から日本の健康保険証の廃止などあってはならんという市民の方の強い怒りでございました。マイナポイント2万円をばらまいて発行が思うようにいかないマイナンバーカードをつくるべきではないという厳しい意見をもらいました。やはり健康保険証を内蔵するというのは不安があるという御意見だろうと思います。

そして、マイナンバーカードの保険証を対応している医療機関並びにカード利用状況について質問に入りますが、医療機関がどのように対応できるとかというのを質問するんですけども、昨年10月よりマイナンバーカードを健康保険証として利用する取組が全国で本格的に始まりました。今年度末までに全ての医療機関、薬局で対応できるよう各自治体で導入が進んでいますけども、本市でのカードが利用できる医療機関の整備や状況並びに利用状況をお伺いします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 本市でカード対応のできる医療機関の状況についてという御質問ですが、一番新しいデータで令和4年11月27日現在、三次市内においてマイナンバーカードの健康保険証としての利用ができる医療機関は、医科で14件、歯科で3件、薬局で20件と把握しております。そして、利用状況についてでございますが、これについては把握しておりません。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 今年度末までということで、今、医科で14件、歯医者さんで3件、薬局で20件、周辺部には個人病院がたくさん、大きい病院は分かるんですけども、個人病院とかはいつ頃まで整備の予定でございませうか。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) ただいま申し上げた件数ですが、11月27日現在の状況をお答えさせていただきました。今年度末までに、どれぐらいの件数が利用できるようになるかということですが、これにつきましても私どもにはちょっと件数のほうは把握できておりません。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 利用状況は確認されていないという答弁でありましたが、今後、保険証の利用状況については調べる御予定はあるのでしょうか。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花部長。

〔福祉保健部長 立花周治君 登壇〕

○福祉保健部長（立花周治君） 市として、個々の医療機関のカードの利用状況というのは、なかなか把握できない、把握しづらいところがございます。国、県への報告が必要になった場合には、それは件数も把握する必要があるかもしれませんが、現在のところ、そういった件数の正確な利用状況を把握する予定はございません。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 部長、それじゃあ、理解いたしました。本市独自のマイナンバーカードの新たな利活用方法や今以上に普及率を上げていく取組を、最後に御見解をお伺いします。

（情報政策監 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 上谷情報政策監。

〔情報政策監 上谷一巳君 登壇〕

○情報政策監（上谷一巳君） これまで本市が行ってきました普及促進の取組としましては、手続きに要する時間の確保が難しい方に対して、申請やカードの受け取りに係る休日臨時窓口の開設や、支所やコミュニティセンター、大型商業施設等に出向いて無料の写真撮影と申請受付を行う巡回申請サポート、希望される市内の事業所や団体等へ出向いて無料の写真撮影と申請受付を行う出張申請サポートを実施しております。そのほかにも、地域経済の活性化も含めた取組として、昨年度は国のモデル事業に参画し自治体マイナポイント実証事業を実施いたしました。本年度はマイナンバーカードを取得された方、全ての方に地域商品券として三次藩札を支給する取組を行っております。マイナンバーカードの利活用に関しましては、今年度、国の示す子育てや介護、防災等の申請事務のオンライン化や、本市独自のサービスとして、本年7月からはマイナンバーカードを利用して住民票などの申請をスマートフォン等から行えるサービスを開始いたしました。引き続き巡回申請サポートや出張申請サポートの継続を行うとともに、電子申請の拡充等、取得後のマイナンバーカードの利便性の向上、啓発に努めてまいります。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 国もメリットはよく分かるように教えてくださいますが、デメリットのほうもやっぱりきちっとした丁寧な説明もしてほしいんだと思います。本市も今は申請率が65.

何%でございました。今後もいろいろ工夫しながら、市職員も全体ですが、多分、後ろにおられる先輩議員も全部マイナンバーカードを申請しとってくださっていると思うんですけども、やはり市全体としてカードの普及率を上げていくことは今後も頑張ってもらいたいなと思っております。

それで、大項目3つ目の耕作放棄地の再生について質問に入ります。

本市全体もですが、私の地元三和町においても、少子高齢化の中で若い人たちが都市部へ流出し、空き家や耕作されない土地が増えていくばかりです。里山や野辺が荒れ、市民の暮らしも心もいかにばかりか、行く末を思ったときに言葉を失います。できることなら、今の子どもたちにこういう風景は見せたくありません。子どもたちの未来も危ぶまれると思ってやみません。時代が突きつける課題に私自身が何ができるか、行政はどう取り組むべきなのか、待ったなしの時期に来ています。市民の方から、もう畑も田も作らんから使ってほしいという御意見も多くなったと思います。まず、今後増え続ける耕作放棄地に対する取組について御所見をお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 地域農業の維持発展に向け、それぞれの地域や集落で、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などを活用し、地域ぐるみでの農用地の保全などの取組が行われていますが、今後、議員が先ほどおっしゃいましたように、高齢化や担い手などの不足により管理ができない農地が増えてくることが予想されます。そのため、これまでどおり、農地として活用する農地と条件不利の農地については、水田放牧や鳥獣緩衝帯の整備、林地化などの簡易的な管理をする農地に分けて保全を行うことなど、地域や集落での話し合いにより、将来の農地利用の在り方を検討する必要があるというふうに考えております。こうした地域での話し合いの場に市も関係機関とともに参加をし、将来の農地の在り方や担い手など地域の皆さんと一緒に考え、適正な農用地の保全を図っていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 今までと同じようなやり方では、なかなか解決にならないんだと思うんです。移住者を増やし、そして都市と農村の交流の場で耕作放棄地を、例えばレンタル農園等のモデル化をどこかにつくって、やはり耕作放棄地を1つでも2つでもなくしていくような取組をしてほしいと思います。

本市の農業の将来像についてに入りますけども、農地を守り、農業を守ることは本市にとっても宝でございます。豊かで自然環境を守ることもつながりますし、農地を手放す人が多くなって、それに伴い耕作放棄地が増えている状況にありますし、持続可能なまちづくりの基盤

でもあります。本市の農業の将来像をどのように描いておられるか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題がございますが、本市の基幹産業である農業のめざす将来像を持続可能な地域農業の確立とし、三次市農業振興プランに位置づけております。農業振興プランでは、担い手の育成強化、農畜産物の生産力強化、販売力の強化、農地等の保全、4つの基本方針を掲げ、各種の支援事業の展開など生産者を始め、関係機関と連携し取り組んでいるところでございます。基本方針の1つであります農地等の保全においては、地域ぐるみによる農地の保全と利用促進を重点施策とし、集落の話合いにより作成する「人・農地プラン」を基に、担い手への農地集積や農地の有効利用の促進、また中山間地域等直接支払制度などの活用による地域ぐるみによる農地維持活動の支援、また農地の耕作条件など生産性の高い農業生産基盤の整備などに取り組んでいるところでございます。今後も地域や集落を始め、関係機関と連携し農業農村環境の保全と農地の利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 担い手不足もやっぱり原因だと思いますし、地元で耕作放棄地を改良して、このたびちょっとお手伝いをしたんですけども、放棄地を野菜とか作って、それは白菜とか大根ができたんですけども、甲奴町からカーターピーナッツの苗を頂きまして、耕作放棄地にまいたんですけども、やはり三和の土地に合わなかったんですかね、全部、鳥獣害にやられて、ちょっと残念な結果になった状況にあります。今後、耕作放棄地が増えていくことがちょっと心配なんですけど、いろいろあの手この手を使って地域の皆さんと一緒に耕作放棄地をなくすということが課題なんだろうと思います。

この項目の最後に、農地中間管理機構地域駐在コーディネーターが農政課に2名配属されていますが、この点について3点お伺いします。設置目的は何なのか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農地中間管理事業は、知事が認可した公的機関であります農地中間管理機構が農地を貸したい農家から農地を借り入れ、規模拡大や新規就農する農家にまとめて転貸する仕組みでございます。農地の出し手と受け手をつなぐマッチング等の農地中間管理事業が円滑に行われるために、農地中間管理機構地域駐在コーディネーターを設置しているところでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 9月議会で移住コーディネーターさんのお話をちょっと質問しましたが、移住コーディネーターさんは、やっぱり見える形で空き家とかいろいろ調査してくださっております。農地中間管理機構地域駐在コーディネーター、ちょっと長いんですけども、役割と課題があればお伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 本市におけるコーディネーターの主な業務といたしましては、農地中間管理機構への農地の貸付け届出書の受理、また農地中間管理機構への貸付けに対する助言、補助のほか、「人・農地プラン」の作成に係る農地情報等の整理など、こうした業務を担当しているものでございます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) なかなか市民の皆さんに周知されていないような状況でございます。いろいろ市民から耕作放棄地等の相談があった場合、やっぱりコーディネーターに相談すればいいということによろしいでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、そういった御相談については、農政課なり農業委員会、また地域の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、そういった方への御相談をしていただきたいというふうに思います。このコーディネーターはそういった出し手と受け手の事務処理とか、地域での話合いにも一緒に参加をいたしますが、あくまでも補助をしていただく方ということで、メインになって地域へ出向いてとかいうところまでは、その活動にはなっておりません。あくまでも事務的のところと情報収集、そういったところが業務になりますので、担当部局のほうに問合せをしていただきたいというふうに思います。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) じゃあ、部長、このコーディネーターさんは会計年度任用職員さんですが、2名で今は足りて、回っている状況でしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中廣部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 現在のところ、2名で今の業務が回っているというふうに考えております。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 市民の方たちが見えるような形で、コーディネーターさんに頑張ってもらいたいと、今後の活躍を願っております。

そして、最後の質問に入ります。大項目の4つ目の第8回女子硬式野球西日本大会の質問に入ります。

去る11月12日から13日にかけて、第8回女子硬式野球西日本大会がきんさいスタジアムをメインに市内の球場で開催されました。14府県から出場チーム29チームの中、本県からは佐伯高校、山陽高校、広陵高校、MSH医療専門学校、そして、はつかいちサンブレイズが出場いたしました。昨年より2チーム増えたと思います。この女子硬式野球について何点か質問していきたいと思います。昨年の第7回大会を踏まえて今大会を迎えられたと思いますが、まず今大会の成果をどう考えておられるのか、お伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原地域振興部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 昨年度に引き続き11月12日から13日の2日間、市内外6会場を使用して、第8回女子硬式野球西日本大会を開催することができました。昨年度の反省を生かし、早い段階での市内外への大会開催の情報発信、トイレ等の整備、市民ボランティアスタッフによる運営などを行いました。今大会の成果としましては、西日本各地から昨年度の27チームを上回る29チームの参加を得て、2日間で53試合を行うという全国的に見ても類を見ない大会を開催することができたことで、主催者である中四国女子硬式野球連盟から、来年度も本市で開催したいとの回答を頂いています。また、チーム関係者など、2日間で延べ約2,000人以上の方が市内を訪れたことや、参加チーム関係者から各会場におけるスタッフの対応や運営、一部会場でのアントレーヌによるマルシェの開催や市民有志による出展など高評価を頂いたこと、さらには、できる限り有資格審判員を配置し大会のクオリティーを上げたこと、これらが成果です。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） 先ほど部長から、来年度も第9回大会も開催されると聞いて喜ばしいことと思います。昨年度の反省を踏まえて、成果がこのように情報発信なり、2,000人以上、三次市

へお見えになったということで、たくさんの効果があったんだろうと自負しておりますし、そして課題について入っていくんですけども、部長の昨年の答弁において、課題は宿泊施設の絶対数の不足である、可能な限り市内で宿泊していただける仕組みを関係機関等と検討していきたいと述べられました。昨年度から課題でありました球場の整備、一部改修されたものがありますが、宿泊の面やトイレ等が改善されたのか、課題についてお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) まず、昨年度からの課題であったトイレの整備ですが、三次市営球場に引き続き予定をしていましたカーター記念球場のトイレの改修は、工事費高騰に伴い補正予算が必要となり、大会に間に合わせることができませんでした。簡易トイレの設置で対応いたしました。宿泊施設につきましては、参加チームが増えたこと、また同日で他の競技の大会が開催されたことも影響し、全チームが本市内に宿泊することはできませんでした。来年には新しいホテルがオープンするとお聞きをしておりますので、宿泊の課題はある程度改善するものと考えています。既に来年度も本市で大会を開催することで、連盟とも日程調整を行っています。早い段階で参加チームに大会参加の案内をお送りすることで、宿泊施設の予約も早期に行われるものと考えています。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) やはり宿泊施設なんだろうと思います。今新しいホテルが着々とできておりますし、三和も球場がありまして、三和でも試合が開催されました。でも、三和の唯一の宿泊施設、ふるさと村へも1チームが、去年と同じチームが泊まってくださったそうです。こういうことは本当にありがたいことございまして、カーター球場のトイレの補正とかやっぱりトイレ等の整備や改善が先なんだろうと思っております。

そして、続きまして、他市との連携について質問に入ります。女子野球タウンの認定の概要の中に、三次市、廿日市市両市における取組について次のようにうたっております。三次市は所有する球場や附属施設を最大限生かし、女子野球の大会や合宿の誘致を積極的に行い、廿日市市との連携を図り、共に女子野球文化を築くとうたっております。廿日市のほうは、県内で初めて創部されました県立佐伯高校女子野球部のさらなる魅力向上や地域活性化の取組を三次市と連携を図り、地域と一体となって進めるとうたっております。昨年的一般質問で、廿日市市とのそれぞれの強みを生かして連携していくとの部長からの答弁を頂きました。廿日市や他市との連携はその後どうなっているのか、お伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長（中原みどり君） 他市との連携につきまして、本市と同時に女子野球タウン認定を受けました廿日市市につきましては、今年度、中四国女子硬式野球リーグ「ルビー・リーグ」の開催、また本市を会場とする中四国女子硬式野球連盟主催の野球教室の開催に当たって、廿日市市を拠点とするはつかいちサンブレイズ、県立佐伯高等学校女子硬式野球部と連携することで、廿日市市とは連携をした取組を行っております。また、来年度も西日本大会やルビー・リーグの開催に当たっては、廿日市市と会場運営等について連携して行うこととしております。また、今年度は府中市の上下運動公園野球場を優先的に使用させていただくなど、府中市の協力も得たところです。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） チーム数が増えると、やはり会場に困るんだろーと思いますし、今回、府中市の上下球場並びに佐伯区のサンブレイズが使っている球場が使われたと聞いています。今後、三原市とか尾道とかいい球場がたくさんございます。そこらとまた連携して行ってほしいなと思っております。廿日市市には、社会人チームが結成されて2年ぐらいたちましたが、はつかいちサンブレイズ、先ほど部長が言われました、活躍しておられます。創部2年ぐらいたったと思いますが、三次市がスポーツのまちをアピールするのであれば、三次市本市もクラブチームを結成する必要があるかと思いますが、担当課の御所見をお伺いします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 本市を拠点とする女子硬式野球チームは、今のところありませんが、本市を拠点とするチームが結成されれば、さらに市民の皆様が地元ファンとして各種大会に来場され、女子野球の機運が高まるものと考えます。チーム設立に当たっては、市内外から女子野球選手を募集することも必要ですし、応募者が本市に居住し、生活する上では働く場所も必要となってきます。そのためには行政はもちろん、市、市内各企業や各種団体、組織、そして市民一人一人の支援や協力が必要と考えます。本市としましては、女性活躍の取組や20代、30代前半の女性の定住をめざし、他の自治体に拠点を持つ女子野球チームのチーム編成状況や取組なども参考にしながら、チーム結成に向けて、まずは市民の皆様が今年度のように年間を通して女子野球を目にする機会や関わる機会を増やし、関わる人も増やしていきたいと考えています。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

〔8番 重信好範君 登壇〕

○8番（重信好範君） やはり企業の応援もなければ、まずは9人集めることが難しいのかなと思いますし、機運を高めていく、徐々には波が動いているような感じがしますし、女子野球とい

えば三次市よと言ってもらえるようになるんだろうと思います。

この項目の最後に、次回に向けての取組についてお伺いします。2年連続で大会を本市で開催できたことは喜ばしいことでございます。本市にはいい球場が多くあることが開催につながった1つの要因だと私も考えています。今後も本市で大会を開催してもらうためにはどのような取組をしていくのか、最後に市長に御決意をお伺いします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 本市には、三次きんさいスタジアムを始め、4つの野球場があります。各会場について、参加チームからのアンケートなど様々な御意見を頂いていますので、引き続き必要に応じて整備をしていきたいと考えています。本市で女子野球の取組を行っていく上で、施設整備も重要な取組の1つではありますが、各チームのアンケートや連盟の方のお話では、本市で各種大会等を継続していきたい理由として、女子中学生軟式野球チーム「ブレイブガールズ広島」や地元中学生を始めとした市民ボランティアスタッフの参加、市民有志による出店、市の運営協力体制などが挙げられています。全国的に見ても、市民ボランティアスタッフによる大会運営が行われている自治体はほとんどありません。これまで以上に市内外の皆様が女子野球に関心を持ち、自ら関わっていただけるよう取り組んでいきます。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) この女子野球の取組については、今だんだんとうねりが広がりつつあるのかなというふうに実感をしています。やはり今後もっともっと広く周知し、先ほど部長が答弁しましたように、ボランティアスタッフの皆さんが多くなるとか、あるいは女子野球を受け入れる企業、あるいは団体等の声が上がってくるとかそういった取組を積み重ねていく必要があるというふうにも思いますし、また今後においては、これまでもそうでありませけれども、地元球団である広島東洋カープさんも女子野球に尽力していただきながら地域貢献をするといったような方針も示しておられますので、そういったところともうまくコラボしながら、今後の取組につなげていきたいというふうに考えております。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) 今、市長から御答弁いただきまして、来年も開催できるということは本当に喜ばしいことで、一部の市民だけで盛り上がるじゃなくて、オール三次、三次市全体でこの女子野球文化が根づいてほしいと私も願っております。そして、中学生と社会人の違いはあるんですが、吉舎町敷地にあります吉舎農山村広場を拠点に、これは中学生女子野球チームでございますが、先ほど出ておりましたブレイブガールズ広島が誕生しました。将来、三次

市に女子硬式野球のクラブチームが誕生したならば、女子野球チームの聖地は三次市と言ってもらえるよう期待して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は14時15分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時06分——

——再開 午後 2時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 皆さん、お疲れさまです。清友会の保実治でございます。議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行いたいと思います。今回は大きく4問させていただきますが、私の政治信条であります市民の暮らしが一番をモットーに、市民の目線に立って質問をさせていただきます。今年も残すところ僅かとなりましたが、分かりやすい、いい答弁を頂き、気持ちのいい新年を迎えたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、大きく1番目の布野水泳プールの周辺整備についてお伺いをいたします。

現状と今後の対応についてでございますが、平成16年の合併までは、旧布野村の教育委員会が主体となってプールの管理、周辺の除草作業など維持管理をされたと聞いておりますが、合併後のプールの管理、除草作業は誰がどのように行っていたのか、まずはお伺いをいたします。

（布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 才田布野支所長。

〔布野支所長 才田申士君 登壇〕

○布野支所長（才田申士君） 布野水泳プールの敷地内の除草の現状はということでございますが、こちらのほうは市が一括して委託しております三次市営水泳プール清掃業務を受託した事業者が5月中旬に行いまして、また7月中旬にも布野支所職員が除草等を行っております。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） それでは、布野水泳プールの西側には布野川が流れており、県管理の土地と市所有の土地の境界も分からないほどの雑草が生え茂り、駐車場も雑草が茂っているような状況だと思いますが、まずはお願いします、資料。資料1、これは国道54号線の上側から手前は布野川ですけど、布野川の向こうにプールがあります。それを映したものです。

2番目をお願いします。これは国道54号線下側から写真を撮ったものですが、布野川の下流

のほうです。かなり茂っております。

3番をお願いします。これは向かって右側のほうにプールがあります。左側は布野川です。これ、県と市との土地の境が全く分からないような状況の茂り方をしております。

次に4番をお願いします。これはプールの駐車場です。この駐車場ですけど、かなりこういうふうに生えたままになっております。全てこれは先月の20日以降に写真を撮ったものでございます。

そして、5番目を出してください。この5番目は、この駐車場の中央のほうからプールのほうを目がけて写真を撮ったものですが、プールと駐車場の境のフェンス、そこの辺りもこういうふうに、特に黄色い雑草が見えますけど、こういうふうな状況になっておるところですが、この雑草が生えていることによって、鳥獣もかなり出入りをしていると。プールの周りほとんどが田んぼですけど、きれいに草を刈って管理をされております。ここだけが行ったときに見てびっくりで、草が生い茂っている。そういう状況ですが、今年はどういうふうにされたのか、お伺いをいたします。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田支所長。

[布野支所長 才田申士君 登壇]

○布野支所長(才田申士君) 今年の駐車場周辺他の除草のことについてお尋ねでございますが、まず写真でお示しをさせていただいておる駐車場等の写真の現状でございますが、こちらのほうはプール利用のほうは8月13日に終了いたしまして、プール利用期間中はもっと草の程度は少なかったと思うんですが、それから約3か月半経過しておりますので、それから経過して駐車場付近も草が伸びている状況かと思えます。また、プールの敷地から河川の護岸に至るまでは、プールの利用に際して特に必要ではありませんので、これまでも除草は行っておりません。現状としましては、先ほど2回の除草というふうに答弁させていただきましたが、駐車場付近以外は、特にプールの利用では支障がございませんので、除草は現状では行っておりません。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 年2回しか刈らないと。子供たちがプールを利用するとき、その前後に刈るということによろしいですね。それでしたら、去年、おとしはどのようなふうにしたのか、お伺いします。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田支所長。

[布野支所長 才田申士君 登壇]

○布野支所長(才田申士君) 今年のプールにつきましては、3年ぶりにプール開放、一般利用を再開しております。昨年度と一昨年度の2年間につきましては、コロナ禍の影響で感染拡大防止ということでプールの利用がなかったため、駐車場等も全ての敷地は特に草刈り等は行って

おりません。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) ですから、プールの利用がないときには管理をしないと、草刈りもしないということで理解していいですね。それと見てください、黄色い花、これはセイタカアワダチソウですね。これ、環境省が生態系被害防止外来種リストに掲載をしております。繁殖が始まると周りの在来植物の姿がほとんど見られなくなるほど広がります。これは全国的にも問題になっている雑草ですが、令和2年9月議会において、農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備を求める意見書をこの議会で採択し、国に提案しております。これは海外から飼料を輸入するときにセイタカアワダチソウの種が混じって日本に入ってくる。そういうことで、これは全国に広がっているようなものでございます。今言いましたように、周りの田んぼはきれいに除草して、きれいに整備されております。管理されております。ここだけが市の所有の土地だけが雑草が茂っている。今答弁されたように、去年もおととしも全然除草していないということですよ。私個人的なことを言わせてもらいますと、私の持ちもんの敷地が家から離れたところにあります。でも、私は1年間に4回はそこを人に頼んでお金を払って、人に迷惑をかけたらいかんからということで草刈りをしてもらっています。市のほうが近所の田んぼに迷惑がかかっことを分かりませんか、どうですか。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田支所長。

[布野支所長 才田申士君 登壇]

○布野支所長(才田申士君) 先ほども答弁させていただきましたが、プールの利用に際して駐車場の利用等の関係上、運営をしておりますプールが一般開放しているときは当然、駐車場等の草刈りは必要だと思っております。今、議員おっしゃったのは、それ以外の期間でも除草等が必要ではないかということでございますが、先ほど申しましたように、プールの清掃業務の中で、一度清掃等の関係で除草はさせていただいておりますが、後は支所の職員のほうで除草のほうをさせていただいておりますが、経費節減も考えたり、支所の人数も限られて様々な業務を行っております。そういう中での人数の対応ということで、年1回ということで、限定的に利用の期間中しております。こちらのほうは、大体今は駐車場と2か所草刈りを実施しておりますが、その辺りも約500平米ぐらいの面積を草刈り刃で草刈りをしております。そういったところで、今まで特に除草をしていない時期でありますとか駐車場以外の除草について、直接的に被害でありますとか苦情、相談とかはなかったものですから、このまま除草しないということで、駐車場のみの草刈りとさせていただいております。他の農地等に影響があるようでしたら、まずは支所のほうに御相談いただきまして、どのように対応するかというのを御協議させていただければというふうに思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 先ほど経費削減ということも言われましたけど、それはいいことなんです。でも、これは市の管理地なんです。そして、私が何でこれを質問するかといいますと、先月の中旬に地域から電話がありました。行政のほうにお願いしとるが全然してくれない、刈ってくれない、荒れ放題だと、見に来てくれということで、私は急に行ったんですよ。そして、地域の人が五、六人出ておられました。昔からこれをお願いしよるんだと、見てください、この状態をと。いや、これはひどいなということで、私は今回質問したようなことなんです。私もずっと議員生活しておりますから、私の土地も草刈りをやれないから、皆さんにお願いしてお金を払って、人に迷惑をかけちゃいけないからという分ではやっていますよ。そんな考えはございませんか。

（布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 才田支所長。

〔布野支所長 才田申士君 登壇〕

○布野支所長（才田申士君） 除草については、町内でも当然市内全域でもそれぞれの地域の課題でありますとかいろいろな立場で除草等を行っていただいていることと思います。私自身も家の周辺でありますとか田んぼのほうは作っていただいておりますが、そういったところの除草をしていることはありますが、先ほども言いましたように、ちょっと繰り返しになりますが、基本的にはプールについては一般開放ということで、布野小学校の生徒さんが授業で使われたり、あとは一般開放ということで、おおむね夏休みの期間中プールを開放して利用していただいております。まずはプールの利用ということを優先させていただいて、期間の7月、8月、そちらのほうで除草等をして、まず駐車場等の利用で支障がないようにさせていただいております。繰り返しになりますが、除草をしないことで、仮に地域の農地等で影響があるようでしたら、まずは支所のほうに御相談いただきたいというふうに思います。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） 私こそ繰り返しになりますが、地元の人が行政に頼んどるけど、このままの状態だと、だから来てみてくれということで私が行って、今質問をしとるわけなんです。今も何回も言いますが、黄色いセイタカアワダチソウですか。これは迷惑をかけますよ、皆さんに。皆さんはきれいに田んぼをしとっているのにここだけあるんですから。それは本当に今も言うたように、繁殖力が強いんですよ。

それと、このままでありますと、今も言いました川のほうからイノシシが入ってくるんですよ。この市の所有の土地以外は、皆、おりをしとってるんですよ、柵を。ここだけしていないんですよ。ここからどんどん入ってくる。ましてや、今はイノシシ、鹿は人獣共通感染症、重症熱性血小板減少症候群のウイルスを持った宿主のマダニをばらまくというおそれもあります。

このことは、広島県内でも今年死者が出ております。イノシシの体についておるのがばらまんです。雑草へつくんです。これは子供たちだけじゃなしに、大人もそれは感染して、今年に2人死んでいますけど、県内で。これは大人の方が亡くなっておられますが、イノシシ対策の防護柵も、それは考えないけんのじゃないですか。ここはいかがでしょうか。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田支所長。

[布野支所長 才田申士君 登壇]

○布野支所長(才田申士君) 布野水泳プールへのイノシシ等の侵入の防止についてという御質問でございますが、まず布野水泳プールのこちらは西側になりますけど、河川側の駐車場のほか、プールの敷地内に現状イノシシが侵入して被害を生じたという報告はこれまでは受けておりません。また、現地確認も私も行いましたけど、駐車場などプール施設以外でフェンスを設置していない敷地がかなりございますが、そちらのほうにはイノシシが侵入する可能性はございますけど、現状ではイノシシが掘り起こしたような形跡は確認できませんでした。今後もプール利用の期間中は、駐車場の利用の支障がないように年2回の除草を行っていきたく思っております。また、先ほど言われましたイノシシの防護柵等については、現状では入っていないということで、今のところは市のほうで設置ということは考えておりません。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 設置を考えていないと。だったら、ここの土地以外のところはみんな川のほうに向けて防護柵をしてあるじゃないですか。何のためにしとってんですか。みんな入ってくるから、しとってんでしょう。していないのはここだけなんですよ。布野川は大草が生えて、あそこは夏場なんかは特にイノシシが涼しいですからおりますよ。実際にイノシシの被害はずっと山手のほうは出ているんですよ。ここからプールのところから入って。通路があるんですから、駐車場へ行くための道路があるんですから、そこを通過して、よその田んぼに入らないですよ。それぞれが防護柵やら電気柵をされております。ずっと山手のほうへ施設がありますよね。あそこは被害が出とるでしょう。あなたも知つとると思いますよ。いかがですか。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田支所長。

[布野支所長 才田申士君 登壇]

○布野支所長(才田申士君) 少し繰り返しになりますけど、イノシシの侵入対策としての柵等の設置ということでございますけど、イノシシが河川から侵入して農地等を荒らすということについては布野周辺に限らず、布野の他の地域でも侵入している状況は、被害の届けですとか侵入事例を伺っております。布野町は議員も御存じのとおり、南北にかなり長い地形でございます。その中央を布野川がまず流れておりまして、その河川周辺に農地が集積しているという地域でございます。布野水泳プールに限らず、その他の公共施設においても、市道でありますと

か河川周辺には公共施設も点在しております。他の施設等についても、イノシシの侵入防止等の対策は現状ではできかねるという状況でございます。繰り返しになりますけど、鳥獣対策というのは、布野町の全体として課題として捉えておりますので、まずは支所のほうへ御相談いただきたいというふうに思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 私こそ繰り返しになりますが、行政に何回か言ったけどそのままだと。結局うちの地元の人は何をされたか。直接、今度は県のほうに行かれて、河川敷のほうは何とかならんかということまで地元の人は行っておられますよ。常識的に考えてみてください。もう一度現場に行ってよく検討して、やはり住民のために行政があるんですから。市民あつての行政なんです。よく考えて、まあ考える必要はないと思う。分かると思いますので、ぜひとも前へ進めてください。

それと、次にプールの北側には、東方向の山地から田んぼを通り布野川に至る水路がございます。資料をお願いします。これです。この水路には布野水泳プールから排水も若干あるというふうに聞いておりますし、周辺の田んぼ等からの水が集約されており、出水期には大量の水が一度に流れます。にもかかわらず水路内は雑草が生い茂っても除草されず、水の流れを阻害する可能性がございます。この水路の構造は石積みであるため、土砂の流出の危険性がある。このための改修が必要ではないかと思いますが、今見てのとおり、右側は民間の田んぼなんですよ、地元の皆さんの、柵もして。左側が市の所有地なんです。プールのほうなんです。誰がどう見たっておかしいと思いませんか。今、部長が控えてくれとるんですから、この水路のことについてはいかがでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この水路につきましては、圃場整備時に土地改良区名義の排水路となっておりますが、維持管理につきましては地元受益者の水利組合等で行っていただくこととなります。そして、この水路の改修等につきましては、三次市土地改良区単独補助事業、これは事業費10万円以上、30万以下で、補助率が2分の1でございます。また、小規模農業用施設等改良事業、こちらについては事業費が30万円以上、150万以下、補助率2分の1、こうした補助制度がございますので、こうした制度を有効に活用していただき、地元で対応していただきたいというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 改良区の2分の1の補助を使ってということですが、モニターをお

願います。これ、今言いましたように、田んぼ側の水路のほうは手積みの石積みなんですよ。こちらの市のプールの管理のほうは、この水路に向かって、吹きつけのコンクリを打ってあるんですよ、ざっと。そういうふうな状況で、シャワーとか手洗いとかの水というのはこっちのほうに流れとるんだらうと思うんです。プールのほうの大きい水は、反対側の左側のパイプを使って出とるんだらうと思いますが、こういう状況の中でもやはり行政は構わない。やっぱり2分の1の補助でやってくれと、地元でやってくれというふうにお考えでしょうか。再度お伺いします。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田支所長。

[布野支所長 才田申士君 登壇]

○布野支所長(才田申士君) 今、議員おっしゃいました北側の水路の状況でありますけど、水泳プールのほうから、手洗いとか水が流れとるんじゃないかという御指摘でございますが、図面とか現地を確認に行ったところでは、プールからの排水は基本的には、先ほど議員がおっしゃったように、直接河川のほうへ排水しております。北側の水路のほうの排水等を確認したんですが、現地の確認では排水が流れているというのは確認はできませんでした。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この改修については、基本的には地元対応ということでお願いしておりますけど、現地でプールからの排水が、この排水路には流れていないということであろうかと思っておりますけど、地元の水利関係者、また布野支所、そこらで調整をしていただきながら対応していただきたいというふうに思います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) もうこれ以上質問をしても、どっちもが繰り返しになりますので、この辺で地元の人にちゃんと丁寧に説明をしてあげてほしいと思います。

それでは次に、大きく2番目の管理者不明橋についてお伺いをいたします。

本市の現状と今後の対策についてお伺いをいたしますが、全国的に管理者不明橋の老朽化や災害による補修や点検されないまま放置されている橋が問題になっております。国交省は2015年10月、管理者が分からない橋の実態調査を全国の都道府県に調査するよう通知をいたしました。新聞報道によりますと、広島県はこの通知を事実上放置し調査に応じていなかったと。県は今年2022年1月の県議会、建設委員会で調査に着手すると表明をいたしまして、今年2月着手し、3月中に航空写真等でリストアップを終えました。そして、今年6月中旬までに管理者の有無を調べておりますが、そこでお聞きしますが、本市の市が管理する河川の管理者不明橋についての調査は実施しておられるのかどうか、お伺いをいたします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山建設部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 県が管理者不明橋に関する調査を行っています。これは国土交通省からの通知ですけれども、都道府県が対象であるため、本市においては、現時点で調査等は実施しておりません。県が行う調査において、県管理河川に係る市が管理する橋梁の抽出調査に協力をしたところです。今後、本市でも調査を実施する必要がある場合は、河川管理延長が非常に長く、効率的な調査が必要であるため、県や他市町の調査実施状況を参考にして、本市に合った調査手法等を検討する必要があると考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) していないということですが、それではお聞きしますが、本市が管理する河川で設置主体が分からない橋があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 本市が管理する河川において管理者が不明な橋というものは、あるということは認識はしております。ただ、詳細の把握はできていないところです。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 認識はしていると。でしたら、この橋ですよ、誰が管理をするのでしょうか、お伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 基本的には設置者が管理することになりますけれども、不明ということになりますと、管理者がないということです。例えばそれが危険な橋であれば撤去、通行止めにしたりと何かの処置はしていかなくちゃいけないと思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 何らかの処置と言われましたが、ここでもう一つお聞きします。県が橋を設置して、市に管理を引き継ぐ予定で未引継ぎ橋があるのではないかどうか、お伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 基本的には、県が設置した施設については適切に市に管理移管されているものと思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) それと、河川法では橋を架ける場合、河川を管理する自治体の許可が必要で、橋の維持管理は設置者に義務づけられていると今言われましたが、管理不明橋は住民が交通の便のために設置した、いわゆる勝手橋が多いということです。資料8をお願いします。今出ておりますが、これは管理者不明橋で鉄板を使っただけの橋です。これが俗に言う勝手橋なんですが、国や自治体が定める基準を無視して設計建造された可能性がある上に、老朽化しても補修工事の責任を問う主体が分からないといった問題が出ております。この場合、大雨のときには水流がせき止められてあふれたりするおそれもありますし、現実には30年の大雨のときに橋が流されたという勝手橋らしきものがあるということは、市内で聞いております。本市では、今後どのように考え、対応していこうとされるのかしないのか、その辺をお伺いします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 今、県においては現在実施している調査の結果、判明した各不明橋の状況に応じて対応を検討すると伺っております。管理者不明橋の対応については、県や他市町の対応状況を参考にして検討すべきだと考えております。ただ、老朽化など、危険な橋が判明した場合には、個別に対応する必要があると考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今、国や県は撤去も検討しております、この不明橋。それというのも、これを古くなって危なくなっておるところで橋を渡っていて、それが落ちたとか橋が。つまり、けがをしたとかそういった場合には、ちゃんとした行政がかけたものだったら市のほうへ、県のほうへ話が来るとは思いますけど、不明橋の場合はどうにもならないと。ただ、全国的な例としまして、パネルをかけた勝手橋で、それを自転車でも渡っていた人がそのパネルの間にタイヤが挟まってこけたと。それでどうなったかといいますと、その河川は市の管理だったからということで、市のほうを訴えられたそうです。最終的には和解をしたということが新聞にも出ておりました。こういう事例もありますので、もう少し県だとか国とかいうんじゃないしに、市民の安心・安全を守る意味でも、ぜひ調査をお願いしたい。特に田舎は空き家になって、その

家の裏に川が流れておると。そこへ電柱を3本か4本並べて、それこそ勝手橋を作った。でも、そこはもう空き家になっていないんですよ、管理もできない。そうした場合、全然知らない人がそこを渡ろうとしてけがをしたときにはどうなるかという問題もあります。ぜひ、市長もこれを検討に、頭の隅に入れておいてもらいたいと思います。

また、ここで危機管理監にお聞きをいたしますが、現在本市においても毎年豪雨による災害が発生しております。こうした状況で、管理監は今の聞かれた橋の現状、どういうふうにお考えで、どうしたらいいと思われませんか、お伺いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 管理者の不明な橋というのは、先ほどの建設部長の答弁にもありましたように、各地に存在するというふうに認識しております。それぞれの橋につきましては、それぞれのやはり状況に応じて対応が必要であるか、あるいはどういった対応をするのかということを検討するべきものというふうに考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 状況に応じてという、その状況というのはどういうことですか。私が聞いたのは、大雨が降ったりして増水して、私が言いたいのは勝手橋に物が引っかかったり、あふれたりしたらいかがですかと。そういう状況をどういうふうに思われますか。危機管理監としてどうですかという質問をしとるわけです。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 状況と申しますと、それぞれ管理者の不明な橋の状況、それと河川の状況、それぞれそこが危険かどうかといったところは、それぞれの箇所状況によるということでございます。危機管理監といたしましては、やはり川だけじゃなくて、土砂、傾斜地の場合でありますとか、雨については警報といったものを伝達してきておるところでございます。もう一つは、それぞれの地域といいますか、地区、場所ごとの危険度を確認して認識していただきたい、そういったことも自主防災組織などとも一緒に取り組んできたところがございます。そういったことがありますので、それぞれの危険度については事前に、地元の皆さんで認識していただき、もちろんそれに対して市のほうからきちんとした情報提供はさせていただきます。それに基づいて避難をしていただくというのが一番大事なことであろうかというふうに思っております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

〔18番 保実 治君 登壇〕

○18番（保実 治君） どうしても、市としては調査しないと。住民で気をつけてくれというように聞こえたんですが、管理監としては防災の面からして、もうちょっと今言いましたように、大雨が降ったときには危ないんだからということで考えているかなと思ったんです。この写真はどことは言いませんけど、この10メートル先に橋がちょっと見えるんです、あるんですよ。そして、この勝手橋の手前も2本もあるんです。そういう状況があるんですよ。ですから、そういうのもやっぱり市内で調査したほうがいいんじゃないんですかという意味で言いました。でないと、いざというときに困ります。1つの例として、私が議員になって18年ですけど、13年ぐらい前ですか。県が管理する川でした。そこへ昔、勝手橋がありました。でも、それが流れたので、また作ってくれと。またしてくれというようなことがあったので、それは県のほうへまずは許可をもらわないけんということで、私は県のほうへ話をしました。そしたら、いっぱいいろんなことを言われました。特に大雨が降って危ないときには撤去できるように橋を架けてくれと。あくまでも、その家の人が、近くの人が管理者ですねと。ですから、大雨のときには、ユニックか何かでもさげるように置いてあります。そういうふうなちゃんとしたことでやれば、架けてもいいというふうな許可が出るそうですので、その辺のことも市としてもよく考えて、それから防災の面からも考えてやっていただきたいと思います。

もうこれ以上言っても結論が出ないようですので、次に移りますが、次の大きく3つ目の三次市自転車の安全利用に関する条例についてお伺いをいたします。

その中で、1番目の市の責務の検証についてお伺いをいたします。

国は自転車活用推進計画の策定を自治体に促すなど、健康促進と脱炭素を両立できる自転車の活用に力を入れております。中国・四国地域においては、まちづくりに自転車の活用を取り入れた自治体も多く、自転車のみを利用する人を自転車分担率として、2010年との増減を算出した数字がございます。それによりますと、全国の市町村で最も利用が増えたのは、広島県北広島町で3.6ポイントの増で、9.2%で特に会社出勤の利用が増えたというふうに聞いております。そうした中、三次市自転車の安全利用に関する条例で、第3条がございます市の責務とありますが、この実施状況についてまずはお伺いをいたします。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田危機管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 三次市では、平成28年に三次市自転車の安全利用に関する条例を施行し、安全な三次市の実現に寄与するため、各種活動を継続的に行ってまいりました。条例第3条に規定された7項目の市の責務でございますが、まず同条第1号の自転車の安全利用に関する教育及び啓発を日常的に行うため、自転車の安全利用についてというホームページを常設し、自転車安全利用五則の遵守や自転車保険の加入等についての教育啓発を行っております。また、年4回の交通安全運動期間及び5月の自転車マナーアップ強化月間には、さらに特設ページを追加して啓発の強化を行っております。さらに、交通安全運動開始式の会場や各支所管

内で実施する交通安全テント村などの機会を通じて啓発チラシを配布し、また音声告知放送及びピオネットのデータ放送による啓発も行っております。

第2号の地域等における自転車の安全利用に関する活動の支援ですが、三次警察署や交通安全協会の協力を得、市内小・中学校、高等学校等において、自転車の交通安全教室を実施しております。また、実施の際には、市が作成した自転車安全利用五則の遵守や自転車保険であるTSマークへの加入、自転車の点検の手順等を記載したチラシを配布し、自転車の安全利用の啓発を行っております。

第3号の自転車の灯火や両側面への反射器材の備付けの啓発、第4号の自転車の定期的な点検整備の促進、第5号の自転車事故の保険等への加入の促進については、先ほどの交通安全教室での啓発とともに、市のホームページにおいて自転車保険、TSマークへの加入を呼びかけております。これは自転車安全整備店で自転車点検を受けることにより加入できるものです。

続いて、第6号、自転車の安全利用を促進するための道路環境及び駐輪場の整備につきましては、令和2年3月に策定した三次市自転車活用推進計画及び三次市自転車ネットワーク計画に基づいて、歩行者の安全の確保と自転車の安全性、利便性の向上を図りながら行政拠点や地域拠点等を結ぶネットワークを形成するとともに、自転車の利用しやすい環境の整備を進めていくこととしております。

また、第7号でございますが、その他でございますが、三次地区二輪車安全普及協議会に交通安全運動への協力を頂くなど、関係機関や団体と一層の連携を図っておるところでございます。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) いろいろとありがとうございます。これは大体1年に1回は質問しておりますが、私。令和2年12月にも質問しましたところ、それがマイカーの点検教室ですね、2号の。あわせて、自転車の安全利用についてもということがあります。これは令和2年12月だったと思いますが、そのときの答弁として、県北地域では三次市、安芸高田市、庄原市、庄原東城の4地区が持ち回りで年1回やると。三次市の場合は平成30年に実施したと。次は三次市は令和4年、今年なんです。今年はどういうふうな状況だったのか、お伺いをいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 自転車整備振興会三次支部で実施しておりますマイカー点検教室に合わせて、二輪車の安全の普及啓発についても行うという予定でございましたが、令和4年度につきましては、コロナの関係でその点検教室が行われなかったとふうに聞いております。引き続き連携して取り組んでまいりたいというふうに思います。

(18番保実 治君「予定はないんですか」と呼ぶ)

現在のところ、今年度はまだコロナの状況で実施の予定がないというふう聞いております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今年度はコロナ禍で実施がないということですが、それ以降の予定というものが出てくるんじゃないかと思いますが、出てきたときにはまた教えていただきたいと思っています。

そしてですね、この3号、自転車の灯火や両側面への反射器材の備付け、このことですが、今年9月に私の近所のところで自転車事故がありました。追突による死亡事故でしたが、そのときに自転車側の反射材の着用を呼びかけてほしいという警察のほうの依頼がありましたけど、この反射材の着用について、市民に対して広報等はどういうふうにされておるのか、お伺いをいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 第3条第3号にあります反射材の両側面への備付けでございます。

先ほども御説明いたしましたように、市のホームページ等でそういったことの啓発を行わせていただいております。そういったところについては、引き続き丁寧に行っていきたいというふうに思います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) この条例を制定した年と、以降3年から4年にかけては、チラシを1万5,000とか8,000とか作りまして、いろんなところでのチラシの配布、広報車での広報ということをやってきましたんですが、今現在はそういうことは考えておられないのかどうか、お伺いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) チラシにつきましては、学校の交通安全教室等におきましてチラシの配布をさせていただいております。こういった取組は、毎年きちんと継続して行っていく必要があると思っております。引き続き啓発の取組を行ってまいります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) もう少し市民の皆さんに直接分かるように、年寄りもおるんです。この

たびの自転車の事故は、年配者なんです、年寄りなんです。ネットは見ません。チラシを見るのが一番効果的だと思いますので、よろしくお願いします。

それと、6項目めの駐輪場のことに関してですが、三次駅周辺に駐輪場を整備されておりますが、広島県の刑法犯認知件数は減少傾向にあります。約半数が身近な犯罪で、その中でも自転車泥棒が最も多く発生しております。自転車被害の原因の66%が無施錠によるもので、施錠による被害件数は増加傾向にあると広島県警本部が言っておりますが、本市の状況は、施錠についてはどのように啓発をされておられるのか、お伺いをします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 秋山建設部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 自転車の盗難については、三次警察署の対応となっております。本市に直接情報が入ることはありません。防犯対策については、三次警察署が主体となって駐輪場へのポスター掲示や巡回等を実施されております。本市においては、年1回の放置自転車の整理を行っております。撤去した自転車について、警察に所有者の照会をしておりますが、所有者不明はあるものの、防犯登録等から盗難が発覚した事例はありません。本市としては、引き続き駐輪場の適正な利用をお願いするとともに、駐輪時の施錠や長期間の駐輪をしないなど、盗難防止の観点からも啓発を行ってまいります。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 特にダブルの施錠が広島市なんかでも、それを進めておるということを聞いておりますので、その辺のことも考えてやっていただきたいと思います。

それでは次に、大きく2番目の自転車指導啓発重点地区・路線についてお伺いをいたします。

本市制定の三次市自転車ネットワーク計画では、18路線を選定し、そのうちの国道183号線三次駅前通りですが、広島県警の自転車指導啓発重点地区・路線の42路線、県内なのですが、その1つに選定されております。選定理由として、自転車利用者が多く並進や歩道通行する自転車も多い、重大事故が発生、自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数などが挙げられておりますが、主に県警が取り組まれるものですが、市としても連携して取り組む必要があると思いますが、どういうふうにお考えか、お伺いをいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 広島県警選定の自転車指導啓発重点地区・路線につきましては、本年5月に三次警察署管内の自転車指導啓発重点区域路線として、国道183号、三次駅前交差点から南畑敷交差点の区間が選定されております。警察では同路線を中心に、違反行為のある自転車利用者への指導啓発活動を行われておりまして、違反行為を行った利用者に対し、その違反

形態や年齢等に応じて警告カードや指導票などを交付した指導が行われております。市といたしましては、県警のほか、重点地区・路線近辺にございます学校、関係各機関などと連携を図り、交通事故に遭わない、起こさせないため、歩道は歩行者優先、ながら運転は危険など、基本的な交通ルールやマナーアップなどを図るための啓発活動を各種媒体やイベント、交通安全教室等を通じて進めていきたいと考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 国道の駅前通りは、非常に自転車事故も何件も起きております。ぜひとも県警との連携を取りながら事故のないように、市のほうも対応していただきたいと思っております。

次に、今年9月議会で、県のほうの自転車の条例で保険の義務化になりました。そして、この12月議会にも、三次市自転車の安全利用に関する条例の一部改正案も出ているところですが、私は平成31年3月の一般質問で、努力義務から義務化への改正を提案しましたが、そのときの答弁は、義務化するという事になると、利用者とか保護者に経済的な負担を強いるということも実際考えられるというようなことで、義務化しないというふうに答弁されました。今回、県のほうが義務化をいたしました。そのことで、今後どのように三次市としては市民に対して啓発を行っていくつもりなのか、お伺いをいたします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 令和5年4月から、県のほうの条例に基づきまして自転車保険加入が義務化されたところでございます。これまでも市のホームページ等を通じて自転車保険への加入を市民へ促してまいったところでございますけれども、この広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例による保険加入の義務化に合わせて、改めて市のホームページやSNS、広報みよし等による周知のほか、広島県や県教委等を通じて配布されるチラシを活用しまして、市内各小・中学校、高等学校の児童生徒及び保護者への周知、それから三次地区二輪車安全普及協議会等の協力を得て、市内各自転車販売店から購入者への周知、また三次商工会議所、三次広域商工会の協力を得まして、会員企業、事業所から従業員等への周知などを行っていききたいと考えております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 今、年配者が免許証の返納で、移動手段として自転車をというのがありますので、今言われたように、ホームページとかどうこうと言われても、なかなか徹底しないので、よくその辺も考えて、特に来年ぐらいに電動キックボード、これも今は免許が要るような状況ですけど、これ、自転車並みになります、今度。この間も大きな事故が初めて出たとい

うようなことをテレビでもやっておりましたが、このこともありますので、この電動キックボードに関してでも対応を考えてやっていただきたいと思います。

それで次に、4番目のグラウンドゴルフ場のことについてですが、山田議員が午前中議論しておりましたが、私も1か月前、10月28日に相談を受けまして、担当の課長と話をしましたが、いまだに連絡はございません。連絡するというのは、本当に協議をされたのかどうか。どういうふうになったのか、お伺いをいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 十日市親水公園のイノシシの被害に対する対応ということですが、午前中の山田議員への答弁もさせていただいたところですが、なかなか現時点では抜本的な対策の実施の見通しは立っていないというような状況があります。市としては、引き続き有効な対策について検討もしていきたいと思っておりますし、被害を受けた箇所につきましては復旧整備のほうも行って、利用者の方への支障が最小限になるように対応していきたいと思っております。事務局等の方から連絡を頂いた際には、現状の対応の状況等も説明させていただいてきているところですが、今後も引き続き可能な限り情報提供、また、より丁寧な対応のほうをさせていただきたいというふうに思います。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

[18番 保実 治君 登壇]

○18番(保実 治君) 時間が来ましたので終わりますけど、ちゃんと途中経過とかを連絡するという約束をしとったんですから、来るのが普通なんです。こういうのがやっぱり信頼関係が崩れてくるんですよ。ぜひとも気をつけてお願いをしたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は15時25分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 3時16分——

——再開 午後 3時25分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 皆さん、こんにちは。会派公明党の黒木靖治でございます。議長のお許

しを得ましたので、発言通告に従って一般質問を始めさせていただきます。皆さん、最後の5人目ということで、大変顔を見るとお疲れのようなんです、最後に頑張ってやりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って大項目1の協同労働の取組についてお伺いしたいと思います。

令和3年6月の定例議会で、私と同僚議員が一般質問をしております。そのときの部長は、協同労働は主体的なまちづくりや地域の課題解決の1つの手法であり、広島市の取組も含め、各地域への情報提供等を行っていきたいというふうに考えておりますと答弁をいただいております。持続可能で活力のある地域社会を実現するため、労働者らが自ら出資をし、話し合いながら共に働く協同労働を行う団体に法人格を認める労働者協同組合法、これは議員立法でございますが、今年10月1日に施行されました。地域福祉の向上など、各地の課題解決に向け多様な人材が意欲や能力に応じて主体的に働ける場を創出することが期待されております。

それでは、中項目の(1)の令和5年度、協同のまちづくり支援事業についてお伺いたします。三次市は実施計画、財政計画で、令和5年度から令和7年度の3か年計画で毎年300万円の予算が計画されております。協同のまちづくり支援事業の内容についてお伺いたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 協同労働に関する事業の一環として、協同のまちづくり支援事業について説明させていただきますと、住民自治組織やNPO法人、市民団体などを対象とした持続可能なまちづくりの活動に対する支援を目的とした、令和5年度に新設を予定している新たな事業であります。対象事業として、新たな活動の立ち上げや既存活動の拡充など、地域課題の解決や本市の魅力の向上といった持続可能なまちづくりに広がる取組として準備を進めています。協同労働につきましては、今後のまちづくりにおいて新たな仕組みづくりの1つと考えておりました、本事業の対象となるものというふうに考えておるところでございます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 市長自ら答弁していただきましてありがとうございます。それでは、今、市長がおっしゃった中で、事業内容の周知及び研修会についてお伺いしたいと思います。この事業内容を市民の皆様にもどのように周知されるのか、また事業内容を理解してもらうため研修会や勉強会などを考えておられるのか、お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 本事業の周知につきましては、ホームページやSNS、広報紙等で周知を図っていきたいと考えており、現在のところ、研修会の開催について考えておりま

せんが、事業内容等について説明等について要望があった場合には、個別に丁寧に対応したいと考えております。また、協同労働など新たな仕組みづくりについても検討されている地域や団体があれば直接出向き、内容等について説明をしたいと考えています。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 勉強会等を考えておられるということですが、例えば京都府の京丹後市の取組が参考になるのではないかと思います。京丹後市は人口5万人強、府内26市町村の中で面積は4番目に広く、人口密度は9番目に低く、地域の75%が林野の中山間地域です。限界集落はこの10年で3倍の38に増えているという、三次市に似た地域だと思います。京丹後市では、10月施行の協同組合法に基づく協同労働の法人格、労協の支援を決められています。1団体に最大上限でございますが、90万円を補助するほか、勉強会や設立までの相談体制も整えられています。地域の課題を地域で解決する新しい働き方に市民も関心を寄せられています。広島市においては、2014年からいち早く協同労働モデル事業を推進しておられて、8区中7区で28団体が立ち上げられて、広島市の松井市長は、持続可能な地域社会実現の追い風になると話されています。

ここで提案をしたいと思います。昨年8月に、協同労働の取組状況について、三次市役所に話しに来ていただいた広島市安佐南区のびしゃもん台絆ぐらぶの事務局の方とワーカーズユープ広島の担当の方が三次市に来て、そのときに担当部局の方に出席していただいて話を聞いてもらっております。また、11月に私が安佐南区伴の農家14人が立ち上げた協同労働の任意団体アグリアシストとの事務局の方に会いに安佐南区伴まで行って、設立から現在までの話を聞いてきました。そのとき三次市で取組をされるのだったら、現在までの活動内容などを話しに行ってもいいと言っておりました。ぜひ来ていただいて、勉強会の開催を検討できないか、お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 広島市の先進的な取組につきましては、これまでも本市に来ていただいて、担当部局の職員で取組について説明を受け、意見交換もさせていただいたところです。今年度におきましても、またさらに日程調整の上、来ていただきまして話も聞かせていただいたところです。今後も必要に応じて、またお願いすることがもしありましたらしっかりと前進的な取組については参考にさせていただきたいというふうに思います。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも、せっかく新しい取組なので、市民の方に周知して、この協同

労働が広がることを切に思っております。また、京丹後市の中山市長が地域に元気な高齢者もいて働きたいと思っていると、こういった人々が生き生きと主体的に仕事をする環境をどうつくっていくかが問われるとき、賃金を得る経済活動と地域課題解決が掛け合わされ、継続できる協同労働はよい仕組みだと言っておられます。また、例えば市内で高齢化で農地の草刈りや周辺道路の管理などができないという声が大きい中で、収入としては国や都道府県の補助もあるので、作業を請け負って仕事をすることも可能だと言われております。全国にこの協同労働が広がるには、労協として、自立・自走する時期に至るまでの間は、行政も伴走する支援が大切だと。住民はどこまでできるのかというリスクを持っておられるので、行政が関わることで不安払拭につながると言われております。労働者協同組合が資金的、制度的なハードルが低く、特に農業は地域によって様々な問題があり、アイデアを出し合って実情に応じた解決をすることが期待されております。自治体が支援するための国の財源支援があれば、労働者協同組合を設立しようという地域がもっと出てくるはずだと言われております。支援体制についてどのようにされるのか、お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 支援体制ということですが、地域での課題解決に向けた新たな団体等の立ち上げについては、いかに持続可能な取組にしていくかが重要であると考えます。本事業を活用され、取り組まれる際の支援はもちろんですが、その後の取組についても市として継続的な活動につながるよう伴走支援をしていきたいと考えています。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひとも市の支援のほうをよろしく申し上げます。日本労働者協同組合連合会の古村伸宏理事長は、労働協同組合法の施行によって自らの思いを込めて働くことを、仲間をつくりながら実現するという新しい労働感が広がることを期待しています。また、特に福祉や教育など、人を相手にした労働は企業が重視する効率だけでは成果ははかれません。むしろ納得という観点を重視する協同労働にこそ、優位性があると述べられております。三次市においては、自治連を始め様々な団体の方たちが持続可能な地域社会を模索されております。先般も行われました議会報告・懇談会においてもそういう意見がかなり多く出ました。この労働協同組合の取組は、様々な問題の解決方法の選択肢の1つになり得ると思います。令和5年度からの新事業ですが、積極的な取組をお願いいたしまして、次の大項目2の質問に移らせていただきます。

それでは、大項目2、農業振興についてお伺いいたします。

中項目(1) 耕畜連携についてお伺いいたします。

耕畜連携は耕種農家が水田で飼料作物を作って畜産農家に供給し、堆肥を還元する取組のこ

とです。ロシアによるウクライナ侵攻などに伴う肥料や飼料価格など高騰の影響で、畜産農家の経営が大変厳しい状況が続いております。これは皆さんもよく御存じだと思います。このような状況の中で、行政や関係団体が推進会議を立ち上げたりする動きが全国で広がっております。また、高騰が続く輸入肥料、飼料の代替になるほか、需要が減る主食用米からの作付転換につながり、水田を介して飼料と堆肥が循環し環境負担の軽減になり、持続可能な農業にもなります。地域で耕畜連携を進める上で重要なのは、飼料作物や堆肥の需要を把握し耕種農家、畜産農家の双方にメリットがあるようにすることです。行政などが調整役となって互いの情報を共有し、飼料作物や堆肥の安定供給や品質に配慮することで、連携がしっかりできると考えます。県、市、J A、県酪、畜産農家などで協議会を立ち上げ、三次版モデルを構築される考えはないか、お伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 酪農を始めとした畜産農家は、主な家畜飼料の原材料が輸入品であるということで乾牧草でありますとか配合飼料を購入している。そういったところで現在のウクライナ情勢や円安、そういったことで飼料価格高騰により、大変大きな経営的に影響を受けているという状況でございます。そうした中で、耕畜連携による自給飼料の生産拡大に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。J A、県、市で構成します三次市農業振興会議で、耕畜連携の推進を目的に本年8月に稲発酵粗飼料(WC S用稲)でございますけど、この栽培研修会を耕種農家を対象に実施しております。また、同じく農業振興会議の広島牛チームにおいても、畜産農家を対象に稲発酵粗飼料を始めとした飼料作物の栽培普及を行っているところでございます。現在、家畜排せつ物法の適用を受ける一定規模以上の畜産農家及び堆肥センターを対象に、堆肥の生産や流通についてアンケート調査を行っております。こうしたアンケートの集計結果も踏まえ、耕畜連携の仕組みづくりを検討していく予定としております。引き続き広島県酪農業協同組合やJ A、県などの関係機関と連携して、主食用米の需給調整、これを勘案しながら耕畜連携による自給飼料生産の拡大、これを推進していきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 今、中廣部長がしっかりと推進していきたいという答弁をいただきました。地域内で連携することは、肥料、飼料の高騰対策だけではなく、環境負担の軽減や飼料自給率の向上といった国内農業の長期的な課題にも対応できると思います。今こそ国内資源を活用して、持続可能な畜産業を確立することが必要だと考えます。

ぜひともしっかりとした取組をお願いいたしまして、中項目(2)の堆肥購入促進事業についてお伺いいたします。

近年、原材料価格が高騰し、農家の肥料価格も品目によっては約2倍になっております。このような状況の中で、家畜ふん堆肥が改めて注目をされています。もともと化学肥料の大量投入は土地を劣化させることにつながり、ヨーロッパではそのことに気づき、有機農業の目標計画を立てて取組を始めている国も出始めております。堆肥は土壌を改善する効果が大きく、肥料を適正に利用することと相まって、収穫量を増やすことにもつながります。国においては、みどりの食料システム戦略で有機農業の推進計画を進めようとしております。三次市では、堆肥推進購入促進事業として、1トン当たり1,000円の補助制度があります。合併当時は、たしか1トン3,000円だったと私は記憶しております。肥料高騰対策と有機農業推進対策の選択肢の1つになると思いますので、補助金の増額はできないかをお伺いします。例えば、1トン3,000円、これが合併当時の、たしか3,000円だったと思います。3,000円に増額はできないか、お聞きします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在、市といたしましては、堆肥購入促進事業の補助金の増額というのは考えておりませんが、堆肥を活用した水稻や飼料作物、野菜など、こうした生産を振興していくよう考えております。先ほども答弁をさせていただきましたけど、耕畜連携による取組の推進でありますとか本年度から実施をしている緑肥や生分解性マルチフィルムといった農薬や化学肥料の低減に資する農業資材等に対する補助、また国の補助事業でございますけど、農薬や化学肥料の使用料を5割以上低減し、堆肥施用に取り組む場合に、10アール当たり4,400円が交付される環境保全型農業直接支払交付金、これらにおいても4分の1については市のほうが支援をしているところでございます。市といたしましては、こうした制度を広く有効に活用していただき、資源循環型の農業、環境負荷を低減する取組を支援していきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 今のところは考えておられないという答弁でございましたが、農水省も堆肥の広域流通支援に本腰を入れて取組を始めます。また、地域循環型取組にもなると思います。特に化学肥料とか高騰の中で本当に農家は困っておられます。堆肥を振るということになると、それだけ労働のほうへ負担がかかりますが、本当に環境に優しいということを考えますと、堆肥を投入していくのが今後の流れだと考えておりますので、ぜひとも今後の検討に入れていただきたいと思います。

では、続きまして、中項目(3)農家と働き手をつなぐアプリについてお伺いいたします。

この質問は、令和3年12月議会で、農家と働き手をつなぐアプリの導入について一般質問をしております。そのときの答弁の一部を福岡市長のほうから答弁を頂いております。そういっ

たマッチングアプリ等々の活用もしながら、忙しい時期を迎える農家の皆さんの人材確保に少しでもつながればというふうに思います。引き続きJAを始め関係機関と連携しながら、そういった人材の確保に向けた取組を進めていくということで研究を進めていきたいというふうに考えていますと答弁をさせていただいております。その後、1年が経過しました。どのように取組をされているのか、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 農家と働き手をつなぐアプリの導入の取組状況につきまして、令和4年2月に担い手に対して、農業労働力確保に向けたアンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果、本市の担い手の労働力に関する傾向といたしましては、土地利用作物、果樹、園芸作物等において、季節作業労力が不足する形態が多く、パートや短期雇用のニーズが高い集計結果となりました。このことから短期雇用に対するアプリの活用等について、JA、県、市で組織をします担い手支援推進チームにおいて協議、検討を行いまして、今年の10月にマッチングアプリ開発業者による関係機関向けの説明を受けました。今後、来年の1月頃には担い手に対し、マッチングアプリに係る説明会を行うよう予定しているところでございます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 進めておられるということで安心をしました。ある畜産農家の方は、アプリを自分で作り、異業種の方や畜産以外の農業者との支援体制ができるよう取組をされております。多分、農政課のほうでも把握されているのではないかと思います。このマッチングアプリによって人材の確保ができ、農家の方も大変助かると思います。また、アプリを通じて農業を体験された方が将来農業を始められることも考えられます。農家の人材確保につながるよう現場の意見を聞きながら、さらに農家と働き手を結ぶ、使い勝手のいいアプリができ、持続可能な農業となるよう、ぜひとも御支援をお願いいたしまして、次の大項目3の障がい児支援について移らせていただきます。

小項目(1)の重度障がい児支援についてお伺いいたします。

重度障害の子供さんのおられる保護者の方から、親や家族が病気になるなど、緊急時に子供を預ける場所がほとんどないので、子供を預けたり、入院したりする場所を増やしてほしいというお願いをされました。また、医療的ケア児のおられる保護者の方からも、同じ内容の話がありました。現在、三次市内での受入れ体制のできる場所は、三次中央病院内の1床と民間の福祉事業所の1床の2か所だけだと私は把握しております。民間の施設は事前予約制ですが、短期入所や緊急時の対応もされていますが、三次中央病院においては1か月前に予約が必要で、土曜日、日曜日、祝日は受け入れてもらえない現状です。もちろん緊急時の受入れ体制は整っ

ておりません。今まで福岡市長に直接会ってお話を聞いていただいているいろいろと要望しましたが、ほとんど変わっていないと言われております。病院のほうでも、現段階では慢性的な看護師不足などで対応できないという回答をされたようです。今回、私が直接自宅を訪問してお話をお聞きしましたが、家族の方は大変な思いをして大切な子供さんを、愛情を持って育てておられると実感しております。支援体制の現状と課題、その課題の解決の取組をどのように今後考えておられるのか、お伺いいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 緊急時における重度障害児の受入先でございます。議員の御質問の中にもありましたこの2床は、市が空床補償を行っているベッド数になります。市が1床は空床補償を行い、緊急時に対応が必要な受入れ施設として確保しているものでございます。三次中央病院の1床につきましては、医療的ケア児の保護者の方のレスパイトのための短期入所として設置をしているもので、緊急入所の受入れは行っておりません。また、土日については、受入れ体制の課題もありまして行っておりません。御指摘がありましたように、新型コロナウイルスに限らず、急な疾病等で保護者の入院等となった場合、緊急的に対応するための方策は必要であるというふうに認識をしております。そのため、市では地域生活支援拠点事業といたしまして、緊急的な受入れに伴う調整や短期入所の利用をお願いしているところです。この事業は、事前に登録を行っていただいて、利用施設で体験入所を行いながら、その施設の環境に慣れていただいたり、障害者がお持ちの障害の内容等のことを施設のほうでも把握させていただいたりして、緊急時の対応に備えていくものでございます。また、緊急的に短期入所の利用を行うことも可能な場合もありますので、各種事業の中で活用できるサービス等を利用していくこととなるかと思っております。短期入所の利用におきましては、障害児の障害等の特性により受入れが難しいということもあることから、どの施設でも受入れが可能ということにはならないことも想定をされます。また、担当医、看護師を配置してほしいという要望も頂きますが、緊急時に備えて固定した人員を配備するということは少し困難であるというふうに考えております。そのため、保護者の方も緊急時の対応が可能な施設等に相談されたり、事前に準備をしていただいて、必要な情報の共有を行って制度等の活用をお願いしたいと思っております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 大変難しい課題だと、私も訪問してみて感じておりますが、ぜひ当事者の家族の方や病院、福祉事業所などの現場の担当者の声をしっかりと聞いていただいて、一歩でも前進するように支援をしていただきたいと思います。先般も、ある福祉事業所の経営者の方にこういう場合、市と連携して受け入れてもらえないか、そういうことができないかとお伺いしました。そのとき、その経営者の方は、職員が一生懸命やってくれていると、本当に経営

者としてもそこまで思うようなところがあると。でも、そういう職員の方がケア児とか重度の障害者の方を一生懸命ケアしてもらっているのを見ると、本当に頭が下がるとおっしゃっていました。これは本当に難しい問題ですが、ぜひとも現場の知恵を絞っていただきまして、連携して取組をお願いいたしまして、次の（２）の医療的ケア児支援事業についてお伺いいたします。

これは、令和３年12月議会で質問をしています。たんの吸引や人工呼吸器などが日常的に必要な子供とその家族を支援する医療的ケア児支援法が施行されて、約１年間経過します。在宅生活の19歳以下の医療的ケア児は、約２万人いると全国でされています。約10年で倍増しております。在宅でケアする家族の負担は想像以上に重く、この悩みは切実です。支援法では、居住地域に関わらず、ひとしく適切な支援をすることが、国や自治体の責務であると明記されました。医療的ケア児と家族が寄り添ってくれると実感できる支援体制の構築が急がれております。三次市においては、令和４年度、医療的ケア児保育事業費が730万円を計上されて実施されております。令和３年12月の部長の答弁では、ガイドラインを策定し、受入れ体制を整えば、受入れ開始を予定、開設保育所は立地等の理由で酒屋保育所を考えていると言われました。支援法が施行されて１年経過して、利用の現状はどうか。どんな課題があり、その課題解決のために何が必要なのか、今後の取組についてお伺いいたします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松長子育て支援部長。

〔子育て支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て支援部長（松長真由美君） 医療的ケア児保育支援事業は、医療的ケア児がその心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるように、保育所での医療的ケア児の受入れ体制を整えるために実施するものでございます。本市では、今年３月に受入れ保育所や実施するケアの内容、対象児童等の必要な項目を定めた医療的ケア児の保育所受入れガイドラインを策定いたしまして、今年度予算としましては看護師給料等の635万円を予算計上しております。ガイドラインでは、子供の安全を確保するために医療的ケアの実施者を、専門的知識を有する看護師または訪問看護事業者としていることから、ハローワークでの求人など募集活動を行っておりますが、現在まで有資格者が確保できていない状況です。現在、直営保育所に入所中の医療的ケアを要する子供１人につきましては、ケアが必要な時間帯には保護者に来所いただいております。そのほかの時間帯は、支援保育士等が子供の様子を注意深く観察しまして、保護者と連絡を取り合いながら必要な支援を行っているような現状でございます。保護者の就労機会の確保や負担軽減に向けて関係機関にも協力を仰ぎ、引き続き看護師の確保に努めてまいりたいと思います。また、子供の健康状態や必要なケアの内容は一人一人異なり、ソフト、ハード面の両面で入念な準備が必要です。安全に保育を行うために、入所申込み時の聞き取りや面談を丁寧に行うことはもちろんでございますけれども、関係機関等とも連携し、対象児童の状況把握に取り組んでいきたいと考えております。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） なかなか現状は難しいと思います。実際、今、松長部長がおっしゃったとおり、本当に求人しても来ないという、それが現実だと思います。でも、そういう本当に困っておられる家族の方がおられます。ぜひとも一歩でも、少しずつ前進ができるような取組を今後とも支援をしていただきたいと思います。支援の状況や今後の課題を話し合うため、全国の家族会で作る全国医療的ケアライン、愛称がアイラインと言いますが、東京都内で全国フォーラムが開催され、当事者家族の生活の実態や課題について報告があり、就学しても自家用車による送迎や校内の付添い、日々3時間から4時間の睡眠時間で看護など、家族の苦勞の数々が紹介され、切実さが浮き彫りになっています。三次市の1家族の方もこの会議にオンライン会議で参加をされております。今回参加をして報告された保護者の方がサービスを利用して、お母さんたちも自分の時間を楽しんでほしい、お母さんは頑張り過ぎなくていい、自分の人生も諦めないということが私たちのキーワードだと強調されております。また、もう一人の保護者の方は、私の人生は私のもの、子供もそうであるように、親であっても自分の人生を生きたいと言っておられます。家族以外に頼れるサービスが地域ごとに必要であるものの、質や量も足りなく、その担い手育成が課題であることも共有をされております。同日開催の国会議員と文部科学省などの関係省庁の担当者によるシンポジウムでは、地域間の支援格差解消に向けた国のリーダーシップの必要性が確認されました。支援法では、医療的ケア児が学校で保護者の付添いがなくても適切なケアの支援が受けられるよう、看護師らの配置を求め、国も保護者の付添いを求める際は真に必要と考えられる場合に限るように努めるべきとして、付き添わなくてもいい環境を整えるべきとの方針を示しています。アイラインが独自に都道府県の医療的ケアの実施方針を示すガイドライン（マニュアル、実施要綱を含む）を調査した結果、学校内で看護師による人工呼吸器の管理が可能かについて、全都道府県中41%に及ぶ19団体が可能で、通学用車両では僅か6%の3団体に限られています。こうした実態があり、越えなければならない課題が多くあります。医療的ケア児支援センターを中心とした、医療、福祉、教育など、多様種の連携体制が必要だと考えております。

各関係機関が知恵を出し合って取組をしていただきたいと思いますようお願いをいたしまして、中項目(3)の医療的ケア児レスパイト、在宅支援事業についてお伺いいたします。

令和3年12月議会で質問をしております。レスパイト事業は、在宅で生活している医療的ケア児の健康の保持と保護者等の介護負担の軽減を図ることを目的とした事業ですが、広島県内で初めての取組をされております。1年が経過して、取組の状況とその課題、その課題に対する今後の取組についてお伺いいたします。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花福祉保健部長。

〔福祉保健部長 立花周治君 登壇〕

○福祉保健部長（立花周治君） 医療的ケア児在宅レスパイト事業は、令和4年1月から県内の他

市町に先駆けて本市で実施しているところでございます。令和3年度の実績、1月からなんですけれども、1名の利用、令和4年度につきましては、10月末現在で1名の方が2回の利用をされているところです。この事業の対象となる児童は市内に7名いらっしゃいますが、医療保険による訪問看護を利用されている方が対象となります。そのため、利用者が急激に増えていくというものではありませんが、今後も制度について医療的ケア児の保護者にしっかりと周知していきたいというふうに考えております。また、訪問看護事業所と連携を取りながら課題等を整理して、今後も事業を進めていきたいというふうに考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 今後とも考えていただけるということなんですが、この事業についても、先ほどの重度障害者の方、医療的ケア児の方とも一緒に、本当に現場は大変なのはよく分かります。行政の方も本当に自分が実際会ってみて、その話を聞いて、これはなかなか厳しいという現実があるのもよく分かっておりますが、先ほども言ったように、ぜひともそういう家族の支援についてしっかりと支えていただきたいと思っております。また、本来のレスパイト事業になっていないと保護者の方も言われておりますので、ぜひとも重度障害のある子供さんの場合、食事を保護者の方が仕事を休んで食べさせにいかなくてはならない実態もあります。また、完全予約制で1か月前に予約が必要で緊急時に利用できないと、どうかしてもらえないのかという窮状も訴えられました。こうした実態があり、地域格差は大きな問題です。支援法の趣旨が具体化されるよう、三次市が支援をしていただくために、ただ行政に投げつけるのではなく、課題を私ども議員も共有して、我が党の議員のネットワークを活用して課題の解決に向けた取組をしていきたいと思っております。当事者や家族にとって希望を持てるよう、寄り添った支援をよろしく願いいたします。

ここで令和3年12月の質問のとき、インクルーシブ教育について質問の内容を少しばかり読ませていただきたいと思います。障害者の捉え方は、医学モデルと社会モデルの2つがあるということで、医学モデルは個人モデルと呼ばれ、障害者の方が生活上、様々な困難に直面するのはその個人に障害があるからだと捉え、克服するのはその個人や家族の責任だとする考えです。また、障害とされている部分をどう克服するかには多くの時間と教育課程が割かれている一方で、社会モデルとは、障害者が直面する制約や困難とは社会の環境や制度、ルールなどが障害のない人の都合に合わせてつくられていることによって生じているものであり、その障壁を取り除くのは多数派の社会責任であるという考えとなっております。ぜひともこういうインクルーシブ教育を、今後こういう教育が本当に大切になってくると思っておりますので、今後とも障害者に対する支援を寄り添っていただきたいとお願いいたしまして、大項目4の出産・子育て応援についてお伺いしたいと思います。

(1) の出産・子育て応援交付事業についてお伺いいたします。

このたびの臨時国会で、2022年度第2次補正予算が成立しました。この第2次補正予算の中

に、出産・子育て応援交付金があります。この事業の目的は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備です。また、事業内容は、市町村が創意工夫して妊娠届出時より、妊婦や特に零歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ることに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援、これは合計約10万円相当が出るようになっております。一体として実施する事業を支援するという内容です。三次市においても、子育てにしっかり力を入れておりますので、この事業をぜひともしっかりと利用して内容を理解して、本当に当事者に何が必要なのか、しっかりと聞いていただいて、この事業を取り上げていただきたいと思います。これは手挙げ方式になっておりますので、自治体の手を挙げて、県を通して国のほうへ申請するようになってきていると思いますので、ぜひともしっかりとした子育て支援ができますように、市としても知恵を絞って実施していきたいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日も会議は9時30分に開会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時12分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月5日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 横 光 春 市

会議録署名議員 鈴 木 深由希